

令和 5 年（ 2 0 2 3 年 ）

2 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

議 案 書

令和 5 年 2 月 8 日

令和 5 年（2023年） 2 月那覇市議会定例会付議事件名（案）

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第 1 号	那覇市固定資産評価員の選任について	総務常任委員会	総務部 人事課	1
議案第 2 号	那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	総務部 人事課	3
議案第 3 号	那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について	総務常任委員会	総務部 法制契約課	29
議案第 4 号	那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について	総務常任委員会	総務部 法制契約課	37
議案第 5 号	那覇市情報公開・個人情報保護審査会条例制定について	総務常任委員会	総務部 法制契約課	57
議案第 6 号	那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	企画財務部 納税課	67
議案第 7 号	那覇市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済常任委員会	市民文化部 ハイサイ市民課	69
議案第 8 号	那覇市新市民会館建設基金条例を廃止する条例制定について	厚生経済常任委員会	市民文化部 文化振興課	71
議案第 9 号	那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済常任委員会	市民文化部 文化財課	73
議案第 10 号	那覇市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例制定について	教育福祉常任委員会室	福祉部 福祉政策課	75
議案第 11 号	那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について	予算決算常任委員会（都市建設環境分科会）	まちなみ共創部 まちなみ整備課	77

令和5年（2023年）2月那覇市議会定例会付議事件名（案）

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第12号	那覇市消防局長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	消防局 総務課	81
議案第13号	令和4年度那覇市一般会計補正予算（第7号）	予算決算常任委員会 （4分科会）	企画財務部 財政課	別冊
議案第14号	令和4年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 （総務分科会）	企画財務部 財政課	別冊
議案第15号	令和4年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	予算決算常任委員会 （教育福祉分科会）	福祉部 ちやーがんじゅう課	別冊
議案第16号	令和4年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第17号	令和4年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第18号	令和4年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について	予算決算常任委員会（都 市建設環境分科会）	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第19号	令和4年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）について	予算決算常任委員会（都 市建設環境分科会）	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第20号	令和4年度那覇市水道事業会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会（都 市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第21号	令和4年度那覇市下水道事業会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会（都 市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第22号	令和5年度那覇市一般会計予算	予算決算常任委員会 （4分科会）	企画財務部 財政課	別冊

令和5年（2023年）2月那覇市議会定例会付議事件名（案）

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第23号	令和5年度那覇市病院事業債管理特別会計予算	予算決算常任委員会 （総務分科会）	企画財務部 財政課	別冊
議案第24号	令和5年度那覇市介護保険事業特別会計予算	予算決算常任委員会 （教育福祉分科会）	福祉部 ちやーがんじゅう課	別冊
議案第25号	令和5年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第26号	令和5年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第27号	令和5年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	予算決算常任委員会 （教育福祉分科会）	こどもみらい部 子育て応援課	別冊
議案第28号	令和5年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算について	予算決算常任委員会（都 市建設環境分科会）	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第29号	令和5年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算について	予算決算常任委員会（都 市建設環境分科会）	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第30号	令和5年度那覇市水道事業会計予算	予算決算常任委員会（都 市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第31号	令和5年度那覇市下水道事業会計予算	予算決算常任委員会（都 市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第32号	財産の処分について	教育福祉常任委員会	こどもみらい部 こども政策課	85
議案第33号	令和5年度包括外部監査契約の締結について	総務常任委員会	企画財務部 企画調整課	87

令和 5 年（2023年） 2 月那覇市議会定例会付議事件名（案）

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第 3 4 号	那覇市行政区域内の一部を浦添市道に認定することの承諾について	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 道路管理課	89
議案第 3 5 号	あらたに生じた土地の確認について（港町4丁目）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 技術総務課	91
議案第 3 6 号	町の区域の変更について（港町4丁目）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 技術総務課	93
議案第 3 7 号	あらたに生じた土地の確認について（港町1丁目）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 技術総務課	95
議案第 3 8 号	町の区域の変更について（港町1丁目）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 技術総務課	97
議案第 3 9 号	市街地の区域及び当該区域の住居表示の方法について（港町4丁目）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 技術総務課	99
議案第 4 0 号	工事請負契約について （真地市営住宅第 1 期建替工事 （建築））	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	101
議案第 4 1 号	工事請負契約について （真地市営住宅第 1 期建替工事 （電気 1 工区））	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	103
議案第 4 2 号	工事請負契約について （真地市営住宅第 1 期建替工事 （機械 1 工区））	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	105
議案第 4 3 号	工事請負契約について （真地市営住宅第 1 期建替工事 （機械 2 工区））	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	107
議案第 4 4 号	工事請負契約について （大名市営住宅第 4 期建替工事 （B 棟・建築））	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	109

令和 5 年（2023年） 2 月那覇市議会定例会付議事件名（案）

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第 4 5 号	工事請負契約について （大名市営住宅第 4 期建替工事 （C 棟・建築））	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	111
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき 意見を求めることについて	厚生経済常任委員会	市民文化部 市民生活安全課	113
報告第 1 号	専決処分の報告について（工事請 負金額の変更）	厚生経済常任委員会	経済観光部 なはまち振興課	115
報告第 2 号	専決処分の報告について（工事請 負金額の変更）	厚生経済常任委員会	経済観光部 なはまち振興課	117
報告第 3 号	専決処分の報告について（車両事 故）	都市建設環境常任委員会	環境部 環境政策課	119
報告第 4 号	専決処分の報告について（那覇市 旅館業法施行条例の一部を改正す る条例制定）	厚生経済常任委員会	健康部 生活衛生課	121
報告第 5 号	地方独立行政法人那覇市立病院の 令和 3 年事業年度業務実績に対す る評価結果の報告について	厚生経済常任委員会	健康部 保健総務課	125
報告第 6 号	専決処分の報告について（工事請 負金額の変更）	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 道路建設課	201
報告第 7 号	専決処分の報告について（市道辻 9 号街路樹による車両損傷事故）	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 道路管理課	203
報告第 8 号	専決処分の報告について（市道銘 苅 35 号歩道切り下げ部接触事故）	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 道路管理課	205
報告第 9 号	専決処分の報告について（五月公 園内の樹木の侵入根による排水 管詰まり事故）	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 公園管理課	207

令和 5 年（2023年） 2 月那覇市議会定例会付議事件名（案）

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
報告第 1 0 号	専決処分の報告について（泉原公園内の樹木の侵入根による排水管詰まり事故）	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 公園管理課	209
報告第 1 1 号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	211
報告第 1 2 号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	213
報告第 1 3 号	専決処分の報告について（令和 4 年度市営住宅明渡等請求訴訟提起）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	215
報告第 1 4 号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	教育福祉常任委員会	生涯学習部 施設課	217
報告第 1 5 号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	教育福祉常任委員会	生涯学習部 施設課	219
報告第 1 6 号	専決処分の報告について（車両事故）	教育福祉常任委員会	生涯学習部 施設課	221

那覇市固定資産評価員の選任について

次の者を那覇市固定資産評価員に選任したいので、同意を求める。

令和5年2月8日提出

那霸市長 知念 寛

山城 直樹

(提案理由)

上記の者は、那覇市固定資産評価員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように制定する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

沖縄県人事委員会の給与勧告に伴う常勤職員の給与改定を踏まえ、会計年度
任用職員の給料表を改定するため、この案を提出する。

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第2 別記]	[別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500
2	147,200	197,300	233,100
3	148,400	199,100	234,600
4	149,500	200,900	236,200
5	150,600	202,400	237,600
6	151,700	204,200	239,300
7	152,800	206,000	240,800
8	153,900	207,800	242,400
9	154,900	209,400	243,500
10	156,300	211,200	245,000
11	157,600	213,000	246,600
12	158,900	214,800	247,900
13	160,100	216,200	249,400
14	161,600	218,000	250,800
15	163,100	219,700	252,100
16	164,700	221,500	253,500
17	165,900	223,200	255,000
18	167,400	224,900	256,500
19	168,900	226,500	258,200
20	170,400	228,100	260,000
21	171,700	229,500	261,600

22	174, 400	231, 200	263, 300
23	177, 000	232, 800	264, 900
24	179, 600	234, 400	266, 500
25	182, 200	235, 400	268, 400
26	183, 900	236, 900	270, 200
27	185, 500	238, 300	271, 900
28	187, 200	239, 500	273, 600
29	188, 700	240, 700	275, 300
30	190, 400	241, 900	277, 000
31	192, 200	242, 900	278, 800
32	193, 900	244, 100	280, 300
33	195, 500	245, 400	281, 800
34	196, 900	246, 400	283, 700
35	198, 400	247, 600	285, 500
36	199, 900	248, 900	287, 400
37	201, 200	249, 800	289, 000
38	202, 500	251, 100	290, 700
39	203, 700	252, 300	292, 500
40	205, 000	253, 600	294, 300
41	206, 300	255, 000	295, 800
42	207, 600	256, 400	297, 500
43	208, 900	257, 600	299, 000
44	210, 200	258, 800	300, 600
45	211, 300	260, 000	302, 200
46	212, 600	261, 200	303, 900
47	213, 900	262, 500	305, 500
48	215, 200	263, 600	307, 200
49	216, 300	264, 700	308, 100
50	217, 400	265, 800	309, 600
51	218, 400	267, 100	311, 100
52	219, 500	268, 400	312, 700
53	220, 600	269, 400	314, 300
54	221, 600	270, 500	315, 900
55	222, 500	271, 800	317, 500
56	223, 500	273, 100	319, 000
57	223, 800	274, 000	320, 500
58	224, 600	275, 000	321, 700
59	225, 400	275, 900	322, 900
60	226, 100	277, 000	324, 100
61	226, 800	278, 100	324, 800
62	227, 800	279, 100	325, 700
63	228, 600	280, 000	326, 500
64	229, 400	281, 000	327, 300
65	230, 100	281, 500	328, 200

66	230,800	282,400	328,600
67	231,700	283,100	329,300
68	232,700	284,000	330,100
69	233,400	285,000	330,900
70	234,000	285,800	331,600
71	234,500	286,600	332,300
72	235,200	287,400	333,000
73	236,000	288,200	333,500
74	236,600	288,700	334,100
75	237,200	289,100	334,600
76	237,700	289,600	335,200
77	238,400	289,800	335,500
78	239,100	290,100	336,000
79	239,800	290,300	336,400
80	240,300	290,700	336,900
81	240,800	290,900	337,300
82	241,500	291,100	337,800
83	242,200	291,500	338,300
84	242,900	291,800	338,800
85	243,500	292,100	339,100
86	244,200	292,400	339,500
87	244,900	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500

110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム職員に適用する。

[改正後 別記]

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400
2	151,200	200,300	236,000
3	152,400	202,100	237,500
4	153,500	203,900	239,000
5	154,600	205,400	240,300
6	155,700	207,200	241,900
7	156,800	209,000	243,400
8	157,900	210,800	244,900
9	158,900	212,400	246,000
10	160,300	214,200	247,500
11	161,600	216,000	249,000
12	162,900	217,800	250,300
13	164,100	219,200	251,800
14	165,600	221,000	253,000
15	167,100	222,700	254,300
16	168,700	224,500	255,500
17	169,800	226,100	256,800
18	171,200	227,800	258,200
19	172,600	229,400	259,600
20	174,000	230,900	261,100

21	175, 300	232, 200	262, 700
22	177, 800	233, 800	264, 400
23	180, 300	235, 400	266, 000
24	182, 800	236, 900	267, 600
25	185, 200	237, 900	269, 400
26	186, 900	239, 400	271, 200
27	188, 500	240, 700	272, 900
28	190, 200	241, 900	274, 600
29	191, 700	243, 100	276, 200
30	193, 400	244, 100	277, 900
31	195, 200	245, 100	279, 700
32	196, 900	246, 100	281, 200
33	198, 500	247, 200	282, 400
34	199, 900	248, 100	284, 100
35	201, 400	249, 000	285, 700
36	202, 900	250, 000	287, 400
37	204, 200	250, 900	289, 000
38	205, 500	252, 200	290, 700
39	206, 700	253, 400	292, 500
40	208, 000	254, 700	294, 300
41	209, 300	256, 000	295, 800
42	210, 600	257, 400	297, 500
43	211, 900	258, 600	299, 000
44	213, 200	259, 800	300, 600
45	214, 300	260, 900	302, 200
46	215, 600	262, 100	303, 900
47	216, 900	263, 400	305, 500
48	218, 200	264, 500	307, 200
49	219, 200	265, 600	308, 100
50	220, 300	266, 600	309, 600
51	221, 300	267, 800	311, 100
52	222, 300	268, 900	312, 700
53	223, 300	269, 900	314, 300
54	224, 200	270, 900	315, 900
55	225, 100	272, 000	317, 500
56	226, 000	273, 100	319, 000
57	226, 300	274, 000	320, 500
58	227, 100	275, 000	321, 700
59	227, 800	275, 900	322, 900
60	228, 500	277, 000	324, 100
61	229, 200	278, 100	324, 800
62	230, 000	279, 100	325, 700
63	230, 700	280, 000	326, 500
64	231, 300	281, 000	327, 300

65	231, 900	281, 500	328, 200
66	232, 500	282, 400	328, 600
67	233, 100	283, 100	329, 300
68	233, 800	284, 000	330, 100
69	234, 500	285, 000	330, 900
70	235, 100	285, 800	331, 600
71	235, 600	286, 600	332, 300
72	236, 300	287, 400	333, 000
73	237, 000	288, 200	333, 500
74	237, 600	288, 700	334, 100
75	238, 200	289, 100	334, 600
76	238, 700	289, 600	335, 200
77	239, 300	289, 800	335, 500
78	240, 000	290, 100	336, 000
79	240, 700	290, 300	336, 400
80	241, 200	290, 700	336, 900
81	241, 700	290, 900	337, 300
82	242, 300	291, 100	337, 800
83	242, 900	291, 500	338, 300
84	243, 400	291, 800	338, 800
85	243, 900	292, 100	339, 100
86	244, 500	292, 400	339, 500
87	245, 100	292, 700	340, 000
88	245, 600	293, 100	340, 400
89	246, 100	293, 400	340, 700
90	246, 600	293, 800	341, 100
91	246, 900	294, 100	341, 600
92	247, 300	294, 500	342, 000
93	247, 600	294, 700	342, 200
94		294, 900	342, 600
95		295, 200	343, 100
96		295, 600	343, 500
97		295, 800	343, 700
98		296, 100	344, 100
99		296, 500	344, 500
100		296, 900	344, 800
101		297, 100	345, 100
102		297, 400	345, 500
103		297, 800	345, 900
104		298, 100	346, 300
105		298, 300	346, 800
106		298, 600	347, 200
107		299, 000	347, 600
108		299, 300	348, 000

109		299, 500	348, 500
110		299, 900	348, 900
111		300, 300	349, 200
112		300, 600	349, 500
113		300, 800	350, 000
114		301, 000	
115		301, 300	
116		301, 700	
117		301, 900	
118		302, 100	
119		302, 400	
120		302, 700	
121		303, 100	
122		303, 300	
123		303, 600	
124		303, 900	
125		304, 200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム職員に適用する。

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円
1	249, 800	335, 000
2	252, 300	338, 000
3	254, 800	340, 900
4	257, 300	343, 800
5	259, 500	346, 500
6	263, 300	349, 700
7	267, 100	352, 800
8	270, 900	355, 900
9	274, 500	358, 700
10	278, 500	361, 400
11	282, 500	364, 500
12	286, 500	367, 700
13	290, 300	370, 600
14	294, 300	374, 100
15	298, 200	377, 100
16	302, 100	380, 700
17	305, 800	384, 300
18	309, 400	387, 000
19	312, 900	389, 500

20	316, 500	392, 100
21	320, 100	394, 900
22	323, 800	397, 200
23	327, 300	399, 700
24	330, 600	401, 800
25	334, 100	403, 800
26	336, 800	406, 100
27	339, 400	408, 300
28	342, 000	410, 600
29	344, 800	412, 900
30	346, 700	415, 000
31	348, 900	417, 000
32	351, 300	419, 100
33	353, 500	421, 000
34	355, 800	422, 800
35	357, 900	424, 600
36	360, 200	426, 600
37	362, 400	428, 500
38	364, 800	430, 500
39	367, 000	432, 400
40	369, 000	434, 400
41	371, 300	436, 200
42	372, 500	438, 000
43	373, 900	439, 700
44	375, 000	441, 500
45	376, 200	443, 300
46	377, 600	445, 100
47	379, 100	446, 900
48	380, 600	448, 600
49	381, 700	450, 400
50	382, 700	452, 100
51	383, 700	453, 900
52	384, 500	455, 700
53	385, 400	457, 600
54	386, 300	458, 800
55	387, 000	460, 000
56	387, 900	461, 200
57	388, 600	462, 400
58	389, 500	463, 400
59	390, 300	464, 400
60	391, 100	465, 400
61	391, 600	466, 200
62	392, 100	466, 900
63	392, 500	467, 600

64	393, 000	468, 300
65	393, 300	469, 000
66		469, 700
67		470, 400
68		471, 000
69		471, 300
70		472, 000
71		472, 700
72		473, 400
73		473, 800
74		474, 400
75		475, 100
76		475, 800
77		476, 200
78		476, 800
79		477, 400
80		477, 900
81		478, 500
82		479, 000
83		479, 500
84		480, 000
85		480, 400
86		481, 000
87		481, 400
88		481, 900
89		482, 400
90		483, 000
91		483, 600
92		484, 000
93		484, 500
94		485, 100
95		485, 700
96		486, 300
97		486, 800

備考 この表は、医師その他規則で定めるフルタイム職員に適用する。

医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	151, 000	188, 400	223, 600
2	152, 400	190, 000	225, 200
3	153, 800	191, 600	226, 800
4	155, 200	193, 200	228, 400

5	156, 400	194, 700	229, 800
6	158, 200	196, 200	231, 400
7	159, 900	197, 800	232, 900
8	161, 500	199, 300	234, 500
9	163, 100	200, 900	235, 600
10	164, 800	202, 600	237, 100
11	166, 400	204, 200	238, 500
12	168, 200	205, 900	239, 700
13	169, 700	207, 300	241, 300
14	171, 600	208, 900	242, 700
15	173, 600	210, 500	243, 900
16	175, 500	212, 100	245, 300
17	177, 400	213, 500	246, 100
18	179, 200	215, 100	247, 300
19	181, 000	216, 800	248, 500
20	182, 900	218, 500	249, 600
21	184, 700	219, 800	251, 000
22	186, 200	221, 300	251, 900
23	187, 700	222, 700	252, 900
24	189, 200	224, 200	254, 000
25	190, 800	225, 600	255, 200
26	192, 100	227, 000	256, 400
27	193, 600	228, 300	257, 800
28	195, 000	229, 600	259, 300
29	196, 500	230, 900	260, 700
30	197, 700	232, 300	262, 300
31	199, 000	233, 800	263, 900
32	200, 300	235, 200	265, 400
33	201, 700	236, 200	266, 800
34	203, 100	237, 500	268, 500
35	204, 400	238, 500	270, 100
36	205, 800	239, 700	271, 700
37	206, 900	241, 000	273, 200
38	208, 200	242, 300	274, 700
39	209, 500	243, 400	276, 300
40	210, 800	244, 700	277, 700
41	211, 900	246, 000	279, 200
42	213, 100	247, 000	280, 800
43	214, 300	248, 200	282, 500
44	215, 500	249, 300	284, 200
45	216, 700	250, 400	285, 700
46	217, 800	251, 700	287, 400
47	218, 800	253, 000	289, 100
48	219, 900	254, 200	290, 700

49	220, 900	255, 800	291, 900
50	221, 900	257, 200	293, 500
51	222, 800	258, 400	294, 800
52	223, 800	259, 600	296, 400
53	224, 100	260, 700	297, 700
54	224, 900	262, 000	299, 200
55	225, 600	263, 300	300, 600
56	226, 400	264, 400	302, 100
57	227, 100	265, 200	303, 100
58	228, 000	266, 500	304, 300
59	228, 700	267, 800	305, 500
60	229, 400	269, 100	306, 900
61	230, 300	270, 000	308, 200
62	231, 000	271, 200	309, 400
63	231, 900	272, 500	310, 700
64	232, 900	273, 800	311, 900
65	233, 500	274, 600	313, 300
66	234, 200	275, 700	314, 100
67	234, 900	276, 600	314, 900
68	235, 600	277, 700	315, 700
69	236, 300	278, 700	316, 300
70	236, 900	279, 700	317, 000
71	237, 500	280, 800	317, 700
72	238, 000	281, 900	318, 300
73	238, 700	282, 500	319, 000
74	239, 400	283, 200	319, 200
75	240, 100	283, 700	319, 800
76	240, 600	284, 500	320, 400
77	241, 000	285, 300	321, 000
78	241, 600	285, 900	321, 500
79	242, 200	286, 500	322, 000
80	242, 800	287, 100	322, 500
81	243, 100	287, 800	323, 100
82	243, 500	288, 300	323, 600
83	243, 900	288, 700	324, 000
84	244, 200	289, 100	324, 500
85	244, 500	289, 300	325, 000
86		289, 500	325, 400
87		289, 700	325, 600
88		289, 900	326, 000
89		290, 300	326, 400
90		290, 500	326, 800
91		290, 700	327, 200
92		290, 900	327, 600

93		291,300	327,900
94		291,500	328,100
95		291,700	328,500
96		292,000	328,800
97		292,400	329,000
98		292,700	329,300
99		292,900	329,600
100		293,200	329,900
101		293,500	330,100
102		293,700	330,400
103		293,900	330,800
104		294,200	331,000
105		294,500	331,200
106			331,400
107			331,800
108			332,000
109			332,200
110			332,600
111			333,000
112			333,400
113			333,600

備考 この表は、栄養士その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	165,300	192,400	240,200
2	166,700	194,500	242,000
3	168,200	196,600	243,800
4	169,600	198,600	245,600
5	171,000	200,700	247,000
6	172,500	203,000	248,300
7	174,000	205,300	249,400
8	175,500	207,500	250,700
9	176,700	209,800	251,700
10	178,400	211,200	252,700
11	180,000	212,600	253,600
12	181,500	213,800	254,500
13	182,900	215,200	255,700
14	184,900	216,600	256,800
15	186,900	218,100	257,600
16	188,900	219,300	258,600
17	191,000	220,700	259,100

18	193, 100	222, 200	260, 000
19	195, 200	223, 700	261, 000
20	197, 300	225, 200	261, 800
21	199, 300	226, 300	262, 700
22	201, 500	228, 000	263, 600
23	203, 700	229, 700	264, 500
24	205, 900	231, 400	265, 500
25	207, 800	232, 700	266, 700
26	209, 100	234, 400	267, 600
27	210, 300	236, 100	268, 800
28	211, 600	237, 800	270, 000
29	212, 800	239, 400	271, 200
30	213, 900	240, 800	272, 600
31	215, 200	242, 100	274, 100
32	216, 400	243, 200	275, 400
33	217, 700	244, 400	277, 000
34	219, 000	245, 500	278, 400
35	220, 300	246, 400	279, 600
36	221, 600	247, 500	280, 800
37	222, 700	248, 400	282, 400
38	224, 100	249, 500	283, 600
39	225, 400	250, 400	285, 000
40	226, 800	251, 500	286, 200
41	227, 700	251, 900	287, 500
42	229, 100	252, 800	289, 000
43	230, 500	253, 700	290, 500
44	231, 900	254, 400	292, 100
45	233, 100	255, 200	293, 400
46	234, 500	256, 100	294, 800
47	235, 800	257, 000	296, 300
48	237, 100	258, 000	297, 800
49	238, 100	259, 000	298, 900
50	239, 200	260, 000	300, 200
51	240, 200	261, 200	301, 400
52	241, 300	262, 400	302, 800
53	242, 200	263, 500	304, 200
54	243, 300	264, 900	305, 500
55	244, 200	266, 200	306, 900
56	245, 200	267, 500	308, 300
57	245, 900	269, 000	309, 100
58	246, 900	270, 500	310, 300
59	247, 600	271, 900	311, 500
60	248, 400	273, 300	312, 900
61	249, 200	274, 700	314, 000

62	250, 200	276, 000	315, 300
63	251, 000	277, 400	316, 600
64	252, 000	278, 500	317, 800
65	252, 900	279, 900	319, 100
66	253, 700	281, 400	320, 400
67	254, 800	282, 900	321, 700
68	255, 700	284, 400	323, 000
69	256, 500	285, 500	323, 700
70	257, 500	287, 000	324, 800
71	258, 400	288, 500	325, 900
72	259, 400	289, 900	326, 800
73	260, 800	290, 900	328, 100
74	262, 100	292, 300	328, 800
75	263, 200	293, 500	329, 900
76	264, 300	294, 800	331, 100
77	265, 300	296, 200	332, 200
78	266, 300	297, 500	333, 400
79	267, 500	298, 700	334, 500
80	268, 500	300, 000	335, 700
81	269, 400	300, 500	336, 800
82	270, 400	301, 700	337, 900
83	271, 500	302, 800	338, 900
84	272, 600	304, 000	340, 000
85	273, 400	305, 100	340, 900
86	274, 300	306, 300	341, 900
87	275, 400	307, 500	342, 800
88	276, 500	308, 600	343, 800
89	277, 300	309, 900	344, 800
90	278, 200	311, 100	345, 600
91	279, 000	312, 300	346, 400
92	280, 000	313, 500	347, 200
93	280, 900	314, 300	347, 800
94	281, 900	315, 000	348, 400
95	282, 800	315, 700	349, 100
96	283, 800	316, 300	349, 700
97	284, 400	317, 000	350, 100
98	285, 200	317, 300	350, 500
99	285, 800	317, 900	351, 000
100	286, 700	318, 600	351, 400
101	287, 500	319, 000	351, 900
102	288, 300	319, 600	352, 300
103	289, 100	320, 200	352, 800
104	289, 900	320, 800	353, 200
105	290, 600	321, 200	353, 500

106	291, 100	321, 700	354, 000
107	291, 600	322, 200	354, 400
108	292, 100	322, 700	354, 700
109	292, 300	323, 100	355, 200
110	292, 600	323, 500	355, 700
111	292, 800	323, 800	356, 200
112	293, 200	324, 100	356, 700
113	293, 500	324, 500	357, 200
114	293, 700	324, 900	357, 700
115	294, 100	325, 300	358, 200
116	294, 400	325, 600	358, 600
117	294, 700	325, 800	359, 000
118	295, 000	326, 100	359, 400
119	295, 300	326, 500	359, 900
120	295, 700	326, 700	360, 400
121	296, 000	326, 900	360, 800
122	296, 400	327, 200	361, 300
123	296, 700	327, 500	361, 800
124	297, 100	327, 800	362, 300
125	297, 300	328, 000	362, 600
126	297, 500	328, 300	
127	297, 800	328, 700	
128	298, 200	328, 900	
129	298, 400	329, 100	
130	298, 700	329, 300	
131	299, 100	329, 700	
132	299, 500	329, 900	
133	299, 700	330, 200	
134	300, 000	330, 600	
135	300, 400	331, 000	
136	300, 700	331, 400	
137	300, 900	331, 700	
138	301, 200	332, 100	
139	301, 600	332, 500	
140	301, 900	332, 900	
141	302, 100	333, 200	
142	302, 500	333, 600	
143	302, 900	333, 900	
144	303, 200	334, 300	
145	303, 400	334, 600	
146	303, 600	335, 000	
147	303, 900	335, 400	
148	304, 300	335, 800	
149	304, 500	336, 100	

150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	
168	310,200	
169	310,600	

備考 この表は、保健師その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	253,600	338,400
2	256,100	341,400
3	258,600	344,200
4	261,100	347,100
5	263,300	349,800
6	267,100	352,800
7	270,900	355,900
8	274,700	358,700
9	278,300	361,100
10	282,300	363,700
11	286,300	366,400
12	290,300	369,200
13	294,000	372,100
14	298,000	375,600
15	301,900	378,600
16	305,700	382,200

17	309,300	385,600
18	312,800	388,300
19	316,300	390,800
20	319,800	393,400
21	323,400	396,100
22	327,100	398,300
23	330,500	400,200
24	333,800	401,800
25	337,300	403,800
26	339,800	406,100
27	342,400	408,300
28	344,700	410,600
29	347,100	412,900
30	348,900	415,000
31	350,700	417,000
32	352,700	419,100
33	354,900	421,000
34	357,200	422,800
35	359,300	424,600
36	361,600	426,600
37	363,700	428,500
38	366,100	430,500
39	368,300	432,400
40	370,300	434,400
41	372,500	436,200
42	373,500	438,000
43	374,300	439,700
44	375,000	441,500
45	376,200	443,300
46	377,600	445,100
47	379,100	446,900
48	380,600	448,600
49	381,700	450,400
50	382,700	452,100
51	383,700	453,900
52	384,500	455,700
53	385,400	457,600
54	386,300	458,800
55	387,000	460,000
56	387,900	461,200
57	388,600	462,400
58	389,500	463,400
59	390,300	464,400
60	391,100	465,400

61	391, 600	466, 200
62	392, 100	466, 900
63	392, 500	467, 600
64	393, 000	468, 300
65	393, 300	469, 000
66		469, 700
67		470, 400
68		471, 000
69		471, 300
70		472, 000
71		472, 700
72		473, 400
73		473, 800
74		474, 400
75		475, 100
76		475, 800
77		476, 200
78		476, 800
79		477, 400
80		477, 900
81		478, 500
82		479, 000
83		479, 500
84		480, 000
85		480, 400
86		481, 000
87		481, 400
88		481, 900
89		482, 400
90		483, 000
91		483, 600
92		484, 000
93		484, 500
94		485, 100
95		485, 700
96		486, 300
97		486, 800

備考 この表は、医師その他規則で定めるフルタイム職員に適用する。

医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	155, 100	191, 500	226, 800

2	156,500	193,100	228,400
3	157,900	194,700	230,000
4	159,300	196,300	231,600
5	160,500	197,800	233,000
6	162,300	199,300	234,600
7	164,000	200,900	236,100
8	165,600	202,400	237,700
9	167,200	204,000	238,600
10	168,900	205,700	240,000
11	170,500	207,300	241,400
12	172,300	209,000	242,500
13	173,700	210,400	244,000
14	175,500	212,000	245,300
15	177,400	213,600	246,500
16	179,200	215,200	247,800
17	181,100	216,600	248,600
18	182,600	218,200	249,800
19	184,400	219,900	250,900
20	186,200	221,600	252,000
21	187,700	222,900	253,400
22	189,200	224,400	254,200
23	190,700	225,800	255,100
24	192,200	227,300	256,000
25	193,800	228,500	257,000
26	195,100	229,900	258,100
27	196,600	231,200	259,200
28	198,000	232,400	260,400
29	199,500	233,600	261,800
30	200,700	234,900	263,400
31	202,000	236,400	265,000
32	203,300	237,700	266,500
33	204,700	238,700	267,800
34	206,100	240,000	269,500
35	207,400	240,900	271,100
36	208,800	242,100	272,700
37	209,900	243,400	274,100
38	211,200	244,500	275,600
39	212,500	245,600	277,200
40	213,800	246,700	278,600
41	214,900	247,800	279,800
42	216,100	248,700	281,200
43	217,300	249,600	282,700
44	218,500	250,400	284,200
45	219,600	251,500	285,700

46	220, 700	252, 800	287, 400
47	221, 700	254, 100	289, 100
48	222, 700	255, 300	290, 700
49	223, 600	256, 800	291, 900
50	224, 500	258, 200	293, 500
51	225, 400	259, 400	294, 800
52	226, 300	260, 600	296, 400
53	226, 600	261, 600	297, 700
54	227, 400	262, 900	299, 200
55	228, 000	264, 200	300, 600
56	228, 800	265, 300	302, 100
57	229, 500	266, 100	303, 100
58	230, 200	267, 300	304, 300
59	230, 800	268, 500	305, 500
60	231, 400	269, 600	306, 900
61	232, 100	270, 500	308, 200
62	232, 700	271, 600	309, 400
63	233, 300	272, 700	310, 700
64	234, 000	273, 800	311, 900
65	234, 600	274, 600	313, 300
66	235, 300	275, 700	314, 100
67	236, 000	276, 600	314, 900
68	236, 700	277, 700	315, 700
69	237, 300	278, 700	316, 300
70	237, 900	279, 700	317, 000
71	238, 500	280, 800	317, 700
72	239, 000	281, 900	318, 300
73	239, 600	282, 500	319, 000
74	240, 300	283, 200	319, 200
75	241, 000	283, 700	319, 800
76	241, 500	284, 500	320, 400
77	241, 900	285, 300	321, 000
78	242, 400	285, 900	321, 500
79	242, 900	286, 500	322, 000
80	243, 200	287, 100	322, 500
81	243, 500	287, 800	323, 100
82	243, 800	288, 300	323, 600
83	244, 100	288, 700	324, 000
84	244, 400	289, 100	324, 500
85	244, 700	289, 300	325, 000
86		289, 500	325, 400
87		289, 700	325, 600
88		289, 900	326, 000
89		290, 300	326, 400

90		290,500	326,800
91		290,700	327,200
92		290,900	327,600
93		291,300	327,900
94		291,500	328,100
95		291,700	328,500
96		292,000	328,800
97		292,400	329,000
98		292,700	329,300
99		292,900	329,600
100		293,200	329,900
101		293,500	330,100
102		293,700	330,400
103		293,900	330,800
104		294,200	331,000
105		294,500	331,200
106			331,400
107			331,800
108			332,000
109			332,200
110			332,600
111			333,000
112			333,400
113			333,600

備考 この表は、栄養士その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	169,900	197,000	243,600
2	171,300	198,900	245,400
3	172,800	200,900	247,200
4	174,200	202,800	249,000
5	175,600	204,900	250,400
6	177,100	206,900	251,700
7	178,600	209,100	252,800
8	180,100	211,200	254,100
9	181,300	213,200	254,900
10	183,000	214,600	255,800
11	184,600	216,000	256,700
12	186,100	217,200	257,500
13	187,500	218,600	258,600
14	189,500	220,000	259,600

15	191, 500	221, 500	260, 400
16	193, 500	222, 700	261, 300
17	195, 500	224, 100	261, 800
18	197, 500	225, 600	262, 700
19	199, 500	227, 100	263, 500
20	201, 500	228, 600	264, 300
21	203, 500	229, 700	265, 200
22	205, 400	231, 400	265, 900
23	207, 500	233, 100	266, 800
24	209, 600	234, 700	267, 600
25	211, 200	236, 000	268, 600
26	212, 500	237, 700	269, 400
27	213, 700	239, 400	270, 300
28	215, 000	241, 100	271, 300
29	216, 200	242, 700	272, 500
30	217, 300	244, 100	273, 700
31	218, 600	245, 400	275, 200
32	219, 700	246, 500	276, 500
33	221, 000	247, 500	278, 000
34	222, 300	248, 600	279, 400
35	223, 600	249, 500	280, 600
36	224, 900	250, 500	281, 800
37	226, 000	251, 200	283, 300
38	227, 400	252, 200	284, 500
39	228, 700	253, 100	285, 900
40	230, 100	254, 100	287, 100
41	231, 000	254, 500	288, 100
42	232, 400	255, 400	289, 400
43	233, 700	256, 200	290, 700
44	235, 100	256, 900	292, 100
45	236, 300	257, 700	293, 400
46	237, 700	258, 400	294, 800
47	239, 000	259, 300	296, 300
48	240, 300	260, 100	297, 800
49	241, 200	260, 900	298, 900
50	242, 300	261, 800	300, 200
51	243, 300	262, 700	301, 400
52	244, 300	263, 700	302, 800
53	245, 000	264, 800	304, 200
54	246, 000	266, 000	305, 500
55	246, 900	267, 300	306, 900
56	247, 800	268, 600	308, 300
57	248, 500	270, 000	309, 100
58	249, 500	271, 500	310, 300

59	250, 100	272, 900	311, 500
60	250, 900	274, 300	312, 900
61	251, 700	275, 600	314, 000
62	252, 500	276, 900	315, 300
63	253, 300	278, 300	316, 600
64	254, 100	279, 400	317, 800
65	254, 800	280, 500	319, 100
66	255, 500	281, 800	320, 400
67	256, 300	283, 100	321, 700
68	257, 000	284, 400	323, 000
69	257, 800	285, 500	323, 700
70	258, 600	287, 000	324, 800
71	259, 500	288, 500	325, 900
72	260, 500	289, 900	326, 800
73	261, 800	290, 900	328, 100
74	263, 100	292, 300	328, 800
75	264, 200	293, 500	329, 900
76	265, 300	294, 800	331, 100
77	266, 200	296, 200	332, 200
78	267, 200	297, 500	333, 400
79	268, 400	298, 700	334, 500
80	269, 400	300, 000	335, 700
81	270, 300	300, 500	336, 800
82	271, 200	301, 700	337, 900
83	272, 200	302, 800	338, 900
84	273, 100	304, 000	340, 000
85	273, 900	305, 100	340, 900
86	274, 700	306, 300	341, 900
87	275, 600	307, 500	342, 800
88	276, 500	308, 600	343, 800
89	277, 300	309, 900	344, 800
90	278, 200	311, 100	345, 600
91	279, 000	312, 300	346, 400
92	280, 000	313, 500	347, 200
93	280, 900	314, 300	347, 800
94	281, 900	315, 000	348, 400
95	282, 800	315, 700	349, 100
96	283, 800	316, 300	349, 700
97	284, 400	317, 000	350, 100
98	285, 200	317, 300	350, 500
99	285, 800	317, 900	351, 000
100	286, 700	318, 600	351, 400
101	287, 500	319, 000	351, 900
102	288, 300	319, 600	352, 300

103	289, 100	320, 200	352, 800
104	289, 900	320, 800	353, 200
105	290, 600	321, 200	353, 500
106	291, 100	321, 700	354, 000
107	291, 600	322, 200	354, 400
108	292, 100	322, 700	354, 700
109	292, 300	323, 100	355, 200
110	292, 600	323, 500	355, 700
111	292, 800	323, 800	356, 200
112	293, 200	324, 100	356, 700
113	293, 500	324, 500	357, 200
114	293, 700	324, 900	357, 700
115	294, 100	325, 300	358, 200
116	294, 400	325, 600	358, 600
117	294, 700	325, 800	359, 000
118	295, 000	326, 100	359, 400
119	295, 300	326, 500	359, 900
120	295, 700	326, 700	360, 400
121	296, 000	326, 900	360, 800
122	296, 400	327, 200	361, 300
123	296, 700	327, 500	361, 800
124	297, 100	327, 800	362, 300
125	297, 300	328, 000	362, 600
126	297, 500	328, 300	
127	297, 800	328, 700	
128	298, 200	328, 900	
129	298, 400	329, 100	
130	298, 700	329, 300	
131	299, 100	329, 700	
132	299, 500	329, 900	
133	299, 700	330, 200	
134	300, 000	330, 600	
135	300, 400	331, 000	
136	300, 700	331, 400	
137	300, 900	331, 700	
138	301, 200	332, 100	
139	301, 600	332, 500	
140	301, 900	332, 900	
141	302, 100	333, 200	
142	302, 500	333, 600	
143	302, 900	333, 900	
144	303, 200	334, 300	
145	303, 400	334, 600	
146	303, 600	335, 000	

147	303, 900	335, 400
148	304, 300	335, 800
149	304, 500	336, 100
150	304, 700	336, 500
151	305, 000	336, 900
152	305, 300	337, 300
153	305, 700	337, 600
154	305, 900	
155	306, 100	
156	306, 400	
157	306, 700	
158	307, 000	
159	307, 300	
160	307, 600	
161	308, 000	
162	308, 300	
163	308, 600	
164	308, 900	
165	309, 300	
166	309, 600	
167	309, 900	
168	310, 200	
169	310, 600	

備考 この表は、保健師その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるため、この案を提出する。

那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防局長、上下水道事業管理者及び市が設立した地方独立行政法人をいう。

(目的外利用等の届出)

第3条 実施機関は、法第69条第2項(同項第1号に係る部分を除く。)の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第4条 実施機関は、法第75条第2項の規定により同条第1項の規定を適用しないこととされた個人情報ファイルのうち、法第74条第2項第9号に掲げる本人の数が個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第20条第2項で定める数に満たない個人情報ファイルについて、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下この条において「条例個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 当該実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目(第3項において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(次号及び第7号において「記録情

報」という。)の収集方法

- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を当該実施機関以外の者に恒常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 法第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求をする組織の名称及び所在地
 - (9) 法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨
 - (10) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル(法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。)については、適用しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(不開示情報の特例)

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第7条第1項第2号ウ及びエに掲げる情報(法第78条第1項各号(第2号を除く。))に掲げるものを除く。)とする。

(開示決定等の期限)

- 第6条 法第82条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間が満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(不開示情報に該当しないこととなる時期の記載)

第8条 実施機関は、開示決定等(法第82条第1項の規定により全部を開示するものを除く。以下この条において同じ。)をする場合において、当該開示決定等に係る保有個人情報(法第79条第1項の規定により開示した部分を除く。)が不開示情報に該当しないこととなる時期が明らかであるときは、当該開示決定等に係る法第82条第1項又は第2項の規定による通知に当該時期を記載しなければならない。

(費用の負担)

第9条 法第89条第2項に規定する条例で定める手数料は、無料とする。

2 実施機関(市が設立した地方独立行政法人を除く。)に対し開示請求をした者が写しを交付する方法(電磁的記録にあっては、規則で定める方法により交付するものをいう。)により開示の実施を受けたときは、規則で定めるところにより、これに要する費用を負担しなければならない。

(審査請求をすべき実施機関)

第10条 開示決定等、法第93条第1項若しくは第2項の決定、法第101条第1項若しくは第2項の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求は、当該開示決定等、法第93条第1項若しくは第2項の決定、法第101条第1項若しくは第2項の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。

(審査会への諮問)

第11条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、那覇市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年那覇市条例第 号)第1条に規定する那覇市情報公開・個人情報保護審査会に対してするものとする。

2 前項に規定する諮問は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第41条第3項に規定する事件記録の写しを添えてしなければならない。

(審議会への諮問)

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)別表に定める那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前号に掲げる場合のほか、実施機関(市が設立した地方独立行政法人を除く。)における個人情報の取扱いに関する運用の基準を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第13条 市長は、各実施機関における法及びこの条例の運用状況について、毎年度1回公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(那覇市個人情報保護条例の廃止)

2 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(那覇市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 施行日前において、旧条例第3条第2項、第29条第3項又は第30条第3項に規定する

者に該当する者が職務又は業務の処理に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(付則第6項において「旧個人情報」という。)を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

- 4 施行日前に旧条例第12条、第13条又は第15条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第15条の2の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有特定個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止については、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がなく、施行日前において旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下この項及び次項において「旧実施機関」という。)が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書(旧個人情報を含む情報の集合物であって、特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。))に限る。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第5項に規定する実施機関の職員(以下この号において「旧実施機関の職員」という。)である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う業務の委託を受けた法人(以下「受託者」という。)の当該委託業務に従事していた者
 - (3) 施行日前において指定管理者の管理業務に従事していた者
- 7 前項各号に掲げる者が、施行日前に職務又は業務の処理に関して知り得た旧実施機関が保有していた旧条例第2条第9号に規定する保有個人情報(付則第9項において「旧保有個人情報」という。)を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 指定管理者若しくは受託者の代表者又は指定管理者若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者が、その指定管理者又は受託者の業務に関して付則第6項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定管理者又は受託

者に対して各本項の罰金刑を科する。

9 偽りその他不正の手段により旧条例第18条第1項の決定に基づく旧保有個人情報の開示を施行日以後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。

10 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

11 那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(個人情報の取扱い) 第15条 指定管理者及び指定施設の管理の業務に従事している者は、指定施設の管理の業務を行うに当たっては、 <u>那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)</u> の定めるところにより個人情報を適正に取り扱わなければならない。	(個人情報の取扱い) 第15条 指定管理者及び指定施設の管理の業務に従事している者は、指定施設の管理の業務を行うに当たっては、 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年那覇市条例第 号)</u> の定めるところにより個人情報を適正に取り扱わなければならない。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正)

12 那覇市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成31年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市が設置した防犯カメラの画像等の取扱い) 第9条 市が設置した防犯カメラの画像等の取扱いについては、前2条の規定	(市が設置した防犯カメラの画像等の取扱い) 第9条 市が設置した防犯カメラの画像等の取扱いについては、前2条の規定

にかかわらず、 <u>那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)</u> に定めるところによる。	にかかわらず、 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u> 及び <u>那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年那覇市条例第 号)</u> に定めるところによる。
備考 前項の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定に
ついて

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のように
制定する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の
規定による個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定め
るため、この案を提出する。

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定による個人番号の利用及び法第19条第11号に規定する条例で定めるところによる特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用)

第3条 法第9条第2項の規定により条例で定める事務は、市長の事務で次に掲げるものとする。

- (1) 別表第1の右欄に掲げる事務
 - (2) 別表第2の中欄に掲げる事務
 - (3) 法別表第2の第2欄に掲げる事務
- 2 市長は、別表第2の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定により市長が特定個人情報を利用して事務を処理した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 別表第3の第2欄に掲げる機関が同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合には、同表の第4欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる機関に当該特定個人情報を提供することができる。

2 前条第4項の規定は、別表第3の第2欄に掲げる機関が前項の規定により提供された特定個人情報を利用して事務を処理した場合について準用する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

号	事務
(1)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
(2)	那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例(平成4年那覇市条例第15号)に基づく医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(3)	那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
(4)	那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に基づく補聴器の購入等に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの
(5)	那覇市こども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(6)	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第3条関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条各号に規定する事項をいう。以下同じ。) イ 医療保険給付関係情報(法別表第2の1の項の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。) ウ 地方税関係情報(地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。) エ 特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。) オ 生活保護関係情報(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。) カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報をいう。以下同じ。) キ 障がい者関係情報(身体障害者福祉法(昭

		和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。) ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報(生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(2)	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 特別児童扶養手当関係情報 エ 児童扶養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(3)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しく	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報

	は特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 外国人保護関係情報 ケ 自立支援給付関係情報(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(4)	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報
(5)	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報
(6)	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(7)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報

	徴収に関する事務であって規則で定めるもの	エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。) シ 自立支援給付関係情報
(8)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(9)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ウ 障がい者関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 公営住宅等の管理等に関する情報(公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する情報又は住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若

		しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する情報をいう。以下同じ。) カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報をいう。以下同じ。) ケ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保健事業の実施に関する情報 コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報 サ 医療費助成関係情報(那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例による医療費等の助成、那覇市こども医療費助成条例による医療費の助成又は那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報をいう。以下同じ。) シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報(那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する情報をいう。以下同じ。)
(10)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 生活保護関係情報

	徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 介護保険給付等関係情報
(11)	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報
(12)	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(13)	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 介護保険給付等関係情報 ク 国民年金法(昭和34年法律第141号)による被保険者の資格に関する情報 ケ 母子保健法(昭和40年法律第141号)による母子健康手帳に関する情報
(14)	国民年金法による年金	次に掲げる情報であって規則で定めるもの

	である給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報
(15)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報 シ 自立支援給付関係情報
(16)	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報

(17)	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 障がい者関係情報 ウ 難病患者特定医療費関係情報 エ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
(18)	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(19)	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(20)	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 介護保険給付等関係情報
(21)	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 児童扶養手当関係情報

(22)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ウ 外国人保護関係情報
(23)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(24)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(25)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 医療費助成関係情報
(26)	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)による特別弔慰金の支給	住民関係情報であって規則で定めるもの

	に関する事務であって規則で定めるもの	
(27)	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 外国人保護関係情報
(28)	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(29)	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(30)	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報

	則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	ウ 国民年金法による被保険者の資格に関する情報
(31)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 介護保険給付等関係情報
(32)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 障がい者関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 公営住宅等の管理等に関する情報 カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報 ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報 コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報 サ 医療費助成関係情報

		シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報
(33)	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 国民年金法による被保険者の資格に関する情報
(34)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 外国人保護関係情報
(35)	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報
(36)	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報

	関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 外国人保護関係情報
(37)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報
(38)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 特別児童扶養手当関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 児童扶養手当関係情報 ケ 児童福祉法による障害児通所支援に関する

		る情報 コ 自立支援給付関係情報
(39)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報
(40)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの及び法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報 ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 公営住宅等の管理等に関する情報 カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報

		ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報 コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報 サ 医療費助成関係情報 シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報
(41)	那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例に基づく医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 外国人保護関係情報 ケ 介護保険給付等関係情報 コ 自立支援給付関係情報 サ 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報 シ 医療費助成関係情報
(42)	那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報
(43)	那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報

	事業に基づく補聴器の購入等に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの	イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報
(44)	那覇市こども医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 自立支援給付関係情報 ケ 医療費助成関係情報
(45)	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 外国人保護関係情報 ケ 自立支援給付関係情報 コ 医療費助成関係情報

別表第3(第4条関係)

号	情報照	事務	情報提	特定個人情報
---	-----	----	-----	--------

	会機関		供機関	
(1)	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
(2)	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
(3)	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 外国人保護関係情報

那覇市情報公開・個人情報保護審査会条例制定について

那覇市情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

行政不服審査法第 81 条第 4 項の規定に基づき、那覇市情報公開・個人情報保護審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この案を提出する。

那覇市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の機関として設置する那覇市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「諮問実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 次条第1号に掲げる諮問をした那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年那覇市条例第 号)第2条第2項に規定する実施機関
- (2) 次条第2号に掲げる諮問をした那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第2条第2号に規定する実施機関
- (3) 次条第3号に掲げる諮問をした議長

2 この条例において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項若しくは第2項、第93条第1項若しくは第2項又は第101条第1項若しくは第2項の規定による決定に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報
- (2) 那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第 号)第24条第1項又は第2項の規定による決定に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情報

3 この条例において「公文書」とは、那覇市情報公開条例第12条第1項又は第2項の規定による決定に係る同条例第2条第1号に規定する公文書をいう。

(担当事務)

第3条 審査会は、次に掲げる諮問に応じて、調査審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問
- (2) 那覇市情報公開条例第20条第1項の規定による諮問
- (3) 那覇市議会の個人情報の保護に関する条例第45条の規定による諮問

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、個人情報保護制度及び情報公開制度に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間その職務を行うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、非公開とする。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報又は公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報又は公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項前段の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報又は公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることが

できる。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審査会は、資料等(第8条第3項の規定による資料又は法第81条第3項において準用する法第74条若しくは法第76条の規定による主張書面若しくは資料をいう。以下この条において同じ。)の提出があつたときは、資料等の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料等を提出した諮問実施機関、審査請求人又は法第13条第4項に規定する参加人(以下この条において「審査関係人」という。)以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項本文の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料等を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)別表に定める那覇市情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、施行日に、第4条第2項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和5年12月19日までとする。

3 この条例の施行前に旧審査会にされた諮問でこの条例の施行の際現に当該諮問

に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

(那覇市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

4 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会	[略]
	<u>那覇市情報公開・個人情報保護審査会</u>	<u>情報公開及び個人情報保護制度に係る審査請求の審査等に関すること。</u>
	那覇市空家等対策審議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
--------------	---------	--------

市長	[略]	
	那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会	[略]
	那覇市空家等対策審議会	[略]
	[略]	
[略]		

(那覇市情報公開条例の一部改正)

5 那覇市情報公開条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第2章 [略] <u>第3章 審査請求</u> 第1節 諮問等(第19条―第21条) <u>第2節 審査会の調査審議の手續等</u> (第22条―第27条) 第4章 情報公開の総合的な推進(第28条―第30条) 第5章 雑則(第31条―第34条) 付則 <u>第3章 審査請求</u> 第1節 諮問等 <u>第2節 審査会の調査審議の手續等</u> (審査会の調査権限) <u>第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、公開</u>	目次 第1章～第2章 [略] <u>第3章 審査請求の諮問等(第19条―第21条)</u> 第4章 情報公開の総合的な推進(第22条―第24条) 第5章 雑則(第25条―第28条) 付則 <u>第3章 審査請求の諮問等</u>

決定等に係る公文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、この条例及び那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）の規定は、適用しない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めると、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。
（意見の陳述）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この

限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料(第22条第1項の規定により提示された公文書及び当該公文書の写し並びに同条第3項の資料を除く。)の閲覧又は写しの交付(電磁的記録にあっては、規則で定める方法による閲覧又は写しの交付)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

2 審査会は、前項の閲覧をさせ、又は同項の写しの交付をするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又

<u>は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> <u>3 審査会は、第1項の閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。</u> <u>4 審査請求人又は参加人が第1項の写しの交付を受ける場合は、規則に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を納付しなければならない。</u> <u>(答申書の送付等)</u> <u>第26条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。</u> <u>(規則への委任)</u> <u>第27条 第22条から前条までに定めるもののほか、審査会の調査審議の手続等に関し必要な事項は、規則で定める。</u> <u>第28条～第34条 [略]</u>	<u>第22条～第28条 [略]</u>
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

企画財務部において後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収事務の一部を行うことができるようにするため、この案を提出する。

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例

那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 〔略〕 2 企画財務部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 〔略〕 (7) 市税(国民健康保険税にあつては、規則で定めるものに限る。)に関する事 と。 3～10 〔略〕	第2条 〔略〕 2 〔略〕 (1)～(6) 〔略〕 (7) 市税(国民健康保険税にあつては、規則で定めるものに限る。)並びに後期 高齢者医療保険料及び介護保険料(い ずれも規則で定めるものに限る。)に関 すること。 3～10 〔略〕
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正 前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 49 条による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の一部改正に伴い、個人番号カードを所有する者について移動端末設備を利用し、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を受けることを可能とするため、この案を提出する。

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例

那覇市印鑑条例(昭和51年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請) 第17条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の<u>利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。)を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。	(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請) 第17条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。)又は<u>移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって同法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)</u>を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市新市民会館建設基金条例を廃止する条例制定について

那覇市新市民会館建設基金条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市新市民会館建設基金を廃止するため、この案を提出する。

那覇市新市民会館建設基金条例を廃止する条例

那覇市新市民会館建設基金条例(平成22年那覇市条例第31号)は、廃止する。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例制定について

那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

博物館法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定を整理し、併せて所要の規定の整備を行うため、この案を提出する。

那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例

那覇市立壺屋焼物博物館条例(平成9年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(趣旨)</u> <u>第1条 この条例は、博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、博物館の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(設置等)</u> <u>第2条 焼物(陶器、磁器、土器及び瓦をいう。以下同じ。)に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展に資するため、那覇市立壺屋焼物博物館(以下「博物館」という。)を設置する。</u> <u>2 博物館の位置は、那覇市壺屋1丁目9番32号とする。</u> (博物館協議会) 第15条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、那覇市立壺屋焼物博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2～6 [略]	<u>(設置)</u> <u>第1条 焼物(陶器、磁器、土器及び瓦をいう。以下同じ。)に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展に資するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として、那覇市立壺屋焼物博物館(以下「博物館」という。)を設置する。</u> <u>(位置)</u> <u>第2条 博物館の位置は、那覇市壺屋1丁目9番32号とする。</u> (博物館協議会) 第15条 博物館法第23条第1項の規定に基づき、那覇市立壺屋焼物博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2～6 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例制定について

那覇市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項の規定による避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めるため、この案を提出する。

那覇市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)
第49条の11第2項の規定による避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し
必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法におい
て使用する用語の例による。

(本人の同意を要しない名簿情報の提供)

第3条 市長は、那覇市消防局、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委
員及び社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に対し、法第49条の11第2項本文の規
定により名簿情報を提供する場合には、本人(当該名簿情報によって識別される
特定の個人をいう。)の同意を要しないものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が
定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 3 第 1 項の規定によるマンションの管理に関する計画の認定の申請に対する審査等の手数料を設け、及び那覇市情報公開・個人情報保護審査会が徴収する手数料を減免するための規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(手数料の減免) 第6条 次の各号いずれかに該当する場合は、手数料を減免することができる。 (1)～(7) [略] (8) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条第2項の審理員(同法第9条第3項に規定する場合にあっては、同条第1項の審査庁)<u>又は那覇市行政不服審査会条例</u>(平成27年那覇市条例第51号)第2条の那覇市行政不服審査会が、別表第5第1号に規定する手数料の減免について経済的困難その他特別の理由があると認めるとき。 (9) [略] [別表第4 別記]	(手数料の減免) 第6条 [略] (1)～(7) [略] (8) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条第2項の審理員(同法第9条第3項に規定する場合にあっては、同条第1項の審査庁)、<u>那覇市行政不服審査会条例</u>(平成27年那覇市条例第51号)第2条の那覇市行政不服審査会<u>又は那覇市情報公開・個人情報保護審査会条例</u>(令和5年那覇市条例第 号)第1条の那覇市情報公開・個人情報保護審査会が、別表第5第1号に規定する手数料の減免について経済的困難その他特別の理由があると認めるとき。 (9) [略] [別表第4 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～6 [略]

7 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～6 [略]

7 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下この項において「法」という。))に基づく事務

号	事務	手数料の 名称	手数料の額
(1)	法第5条の3第1項(法第5条の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請に対する審査	管理計画認定・認定更新申請手数料	次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア 法第5条の4各号に掲げる基準(同条第4号の都道府県等マンション管理適正化指針を除く。)に適合することを証する書類として市長が認めるものを添付する場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号)第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画(以下この表において「長期修繕計画」という。)の数が1である場合 4,700円 (イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合 4,700円に1を超える長期修繕計画の数に2,100円を乗じて得た額を加えた額 イ アに掲げる場合以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 長期修繕計画の数が1である場合 26,800円 (イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合 26,800円に1を超える長期修繕計画の数に15,300円を乗じて得た額を加えた額
(2)	法第5条の7第1項の認定の申請に対する審査	管理計画変更認定申請手数料	次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア 長期修繕計画の数が1である場合 11,600円 イ 長期修繕計画の数が2以上である場合 11,600円に1を超える長期修繕計画の数に6,400円を乗じて得た額を加えた額

8 [略]

那覇市消防局長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する
条例制定について

那覇市消防局長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

消防局長及び消防署長の資格を改めるため、この案を提出する。

那覇市消防局長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例

那覇市消防局長及び消防署長の資格を定める条例(平成26年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(消防局長の資格) 第2条 消防局長の資格は、次のとおりとする。 (1) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、本市の消防署長の職又は那覇市消防局、<u>消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における本市の消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。</u> (2) <u>本市の消防団員として消防事務に従事した者で、本市の消防団長の職に2年以上あったものであること。</u> (3) [略] (消防署長の資格) 第3条 消防署長の資格は、次のとおりとする。 (1) <u>本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年(市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ市長が定める期間を控除した期間)以上あったものであること。</u> (2) <u>本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年(市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ市長が定める期間を控除した期間)以上あったもの(前号に該当する者を除く。)</u>であること。 (3) <u>本市の消防団員として消防事務に従事した者であって、本市の消防団の副団長の職その他本市の消防団におけ</u>	(消防局長の資格) 第2条 [略] (1) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、本市の消防署長の職又は那覇市消防局の<u>次長の職に1年以上あったものであること。</u> (2) [略] (消防署長の資格) 第3条 消防署長の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、<u>消防司令長以上の階級に1年(市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ市長が定める期間を控除した期間)以上あったものであることとする。</u>

<u>るこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもので、市長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。</u>	
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

財産の処分について

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、財産の処分（無償譲渡）をするため議会の議決を得る。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

譲渡財産内訳

園舎 1	松川こども園
所在地	那覇市松川 1 丁目 7 番 1 号
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・725 m ²
譲与の相手方	
名 称	社会福祉法人 弘文会
所在地	那覇市繁多川 5 丁目 12 番 1
理事長	神村 絹枝

園舎 2	松島こども園
所在地	那覇市古島 2 丁目 30 番地 12
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・471 m ²
譲与の相手方	
名 称	社会福祉法人 雅福社会
所在地	那覇市安謝 1 丁目 8 番 24 号
理事長	兼城 照美

園舎 3	城岳こども園
所在地	那覇市楚辺 2 丁目 1 番 1 号
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・420 m ²
譲与の相手方	
名 称	社会福祉法人 ポプラ福祉会
所在地	那覇市壺川 2 丁目 5 番地 1 3
理事長	崎濱 盛喜

園舎 4	神原こども園
所在地	那覇市樋川 2 丁目 7 番 1 号
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・516 m ²
譲与の相手方	
名 称	社会福祉法人 さくら会
所在地	那覇市寄宮 1 丁目 16 番 10 号
理事長	池宮城 紀夫

園舎 5	古蔵こども園
所在地	那覇市古波蔵 1 丁目 33 番 2 号
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・1018 m ²
譲与の相手方	
名 称	社会福祉法人 豊春福祉会
所在地	那覇市古波蔵 2 丁目 4 番 3 2 号
理事長	瀬名波 榮喜

(提案理由)

本市と、平成 30 年度より公私連携幼保連携型認定こども園の運営を行う公私連携法人 5 法人において締結した「公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する基本協定書」の更新及び公私連携法人 5 法人による公私連携幼保連携型認定こども園の安定的な運営のために当該 5 園の園舎を公私連携法人に無償譲渡するため、この案を提出する。

令和5年度包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和5年2月8日提出

那霸市長 知念 寛

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間の始期 令和5年4月1日
- 3 契約の金額 10,713,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 [REDACTED]

弁護士 植松 孝則

(提案理由)

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、包括外部監査契約を締結するため、この案を提出する。



那 監 第 57 号
令和4年12月26日

那覇市長 知 念 覚 様

那覇市監査委員

同

同

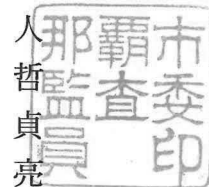
同

渡 口 勇

宮 城

城 間

奥 間



令和5年度包括外部監査契約の締結について（回答）

令和4年12月23日付け那企企第172号で照会のありましたみだしのことに
ついては下記のとおりです。

記

異議はありません。

那覇市行政区域内の一部を浦添市道に認定することの承諾について

次のとおり、道路法第 8 条第 4 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 8 日提出

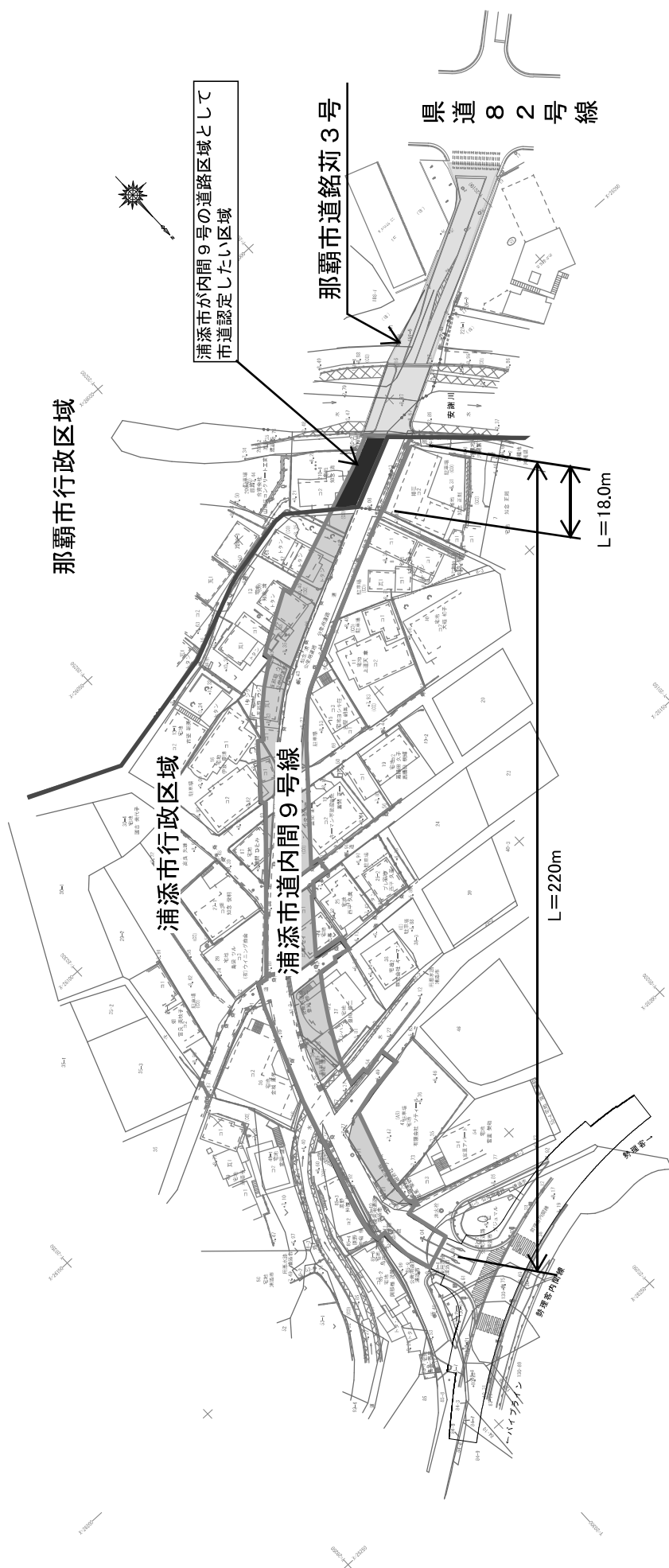
那覇市長 知念 覚

(提案理由)

浦添市では、浦添市内間 3 丁目を起点とし、那覇市銘苅 3 丁目に至る延長 220m の道路を「浦添市道内間 9 号線」として認定を計画しており、当該路線の拡幅予定区域の一部が那覇市行政区域となるため、浦添市から道路法第 8 条第 3 項に基づく行政区域外認定承諾の依頼がある。

当該那覇市区域を浦添市が浦添市道として認定し、整備管理することが、路線の連続性から適切であると判断されるので、この案を提出する。

位置図



浦添市道内間9号線

道路整備予定区域

行政界

あらたに生じた土地の確認について
(港町 4 丁目)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認する。

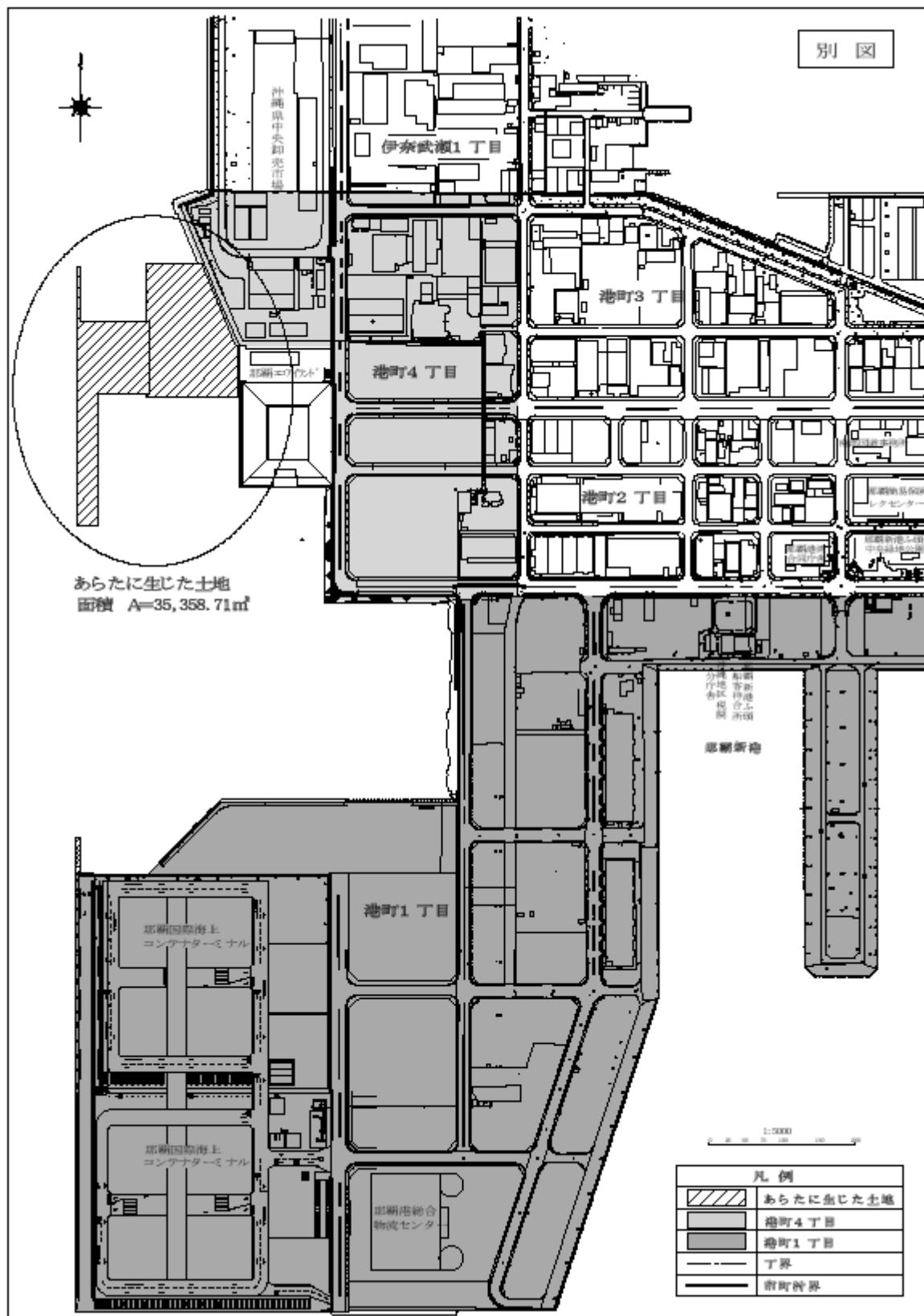
令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

- 1 土地の所在 別図の土地
- 2 地 積 35,358.71 平方メートル

(提案理由)

那覇市港町 4 丁目の地先において、公有水面埋立により本市の区域内にあらたに土地が生じたので、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経て確認するため、この案を提出する。



町の区域の変更について
(港町 4 丁目)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、町の区域を次のとおり変更する。

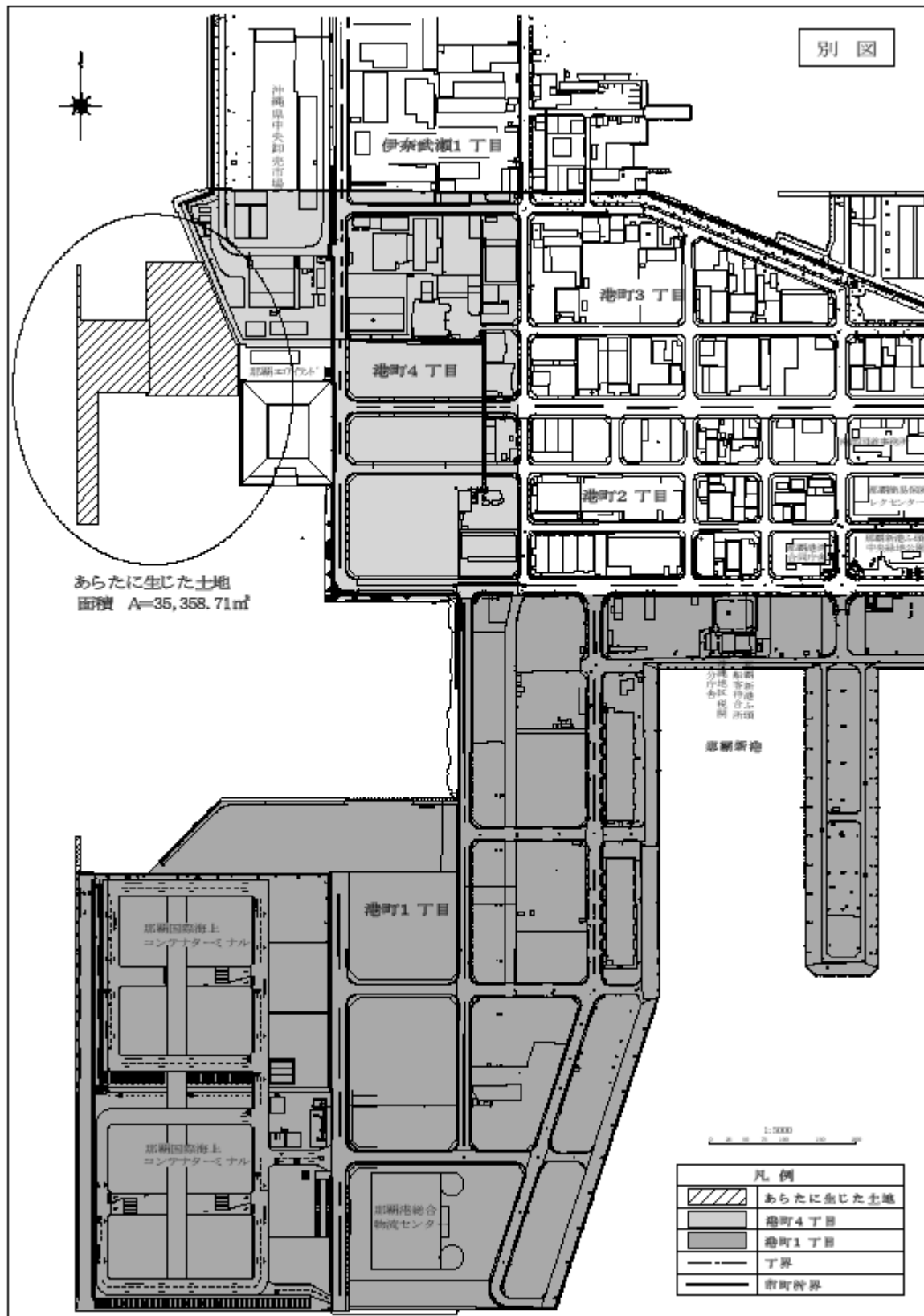
別図に示すあらたに生じた土地を那覇市港町 4 丁目の区域に編入する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市港町 4 丁目の地先において、あらたに生じた土地の確認に伴い、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、町の区域の変更について、議会の議決を経て定める必要があるため、この案を提案する。



あらたに生じた土地の確認について
(港町 1 丁目)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認する。

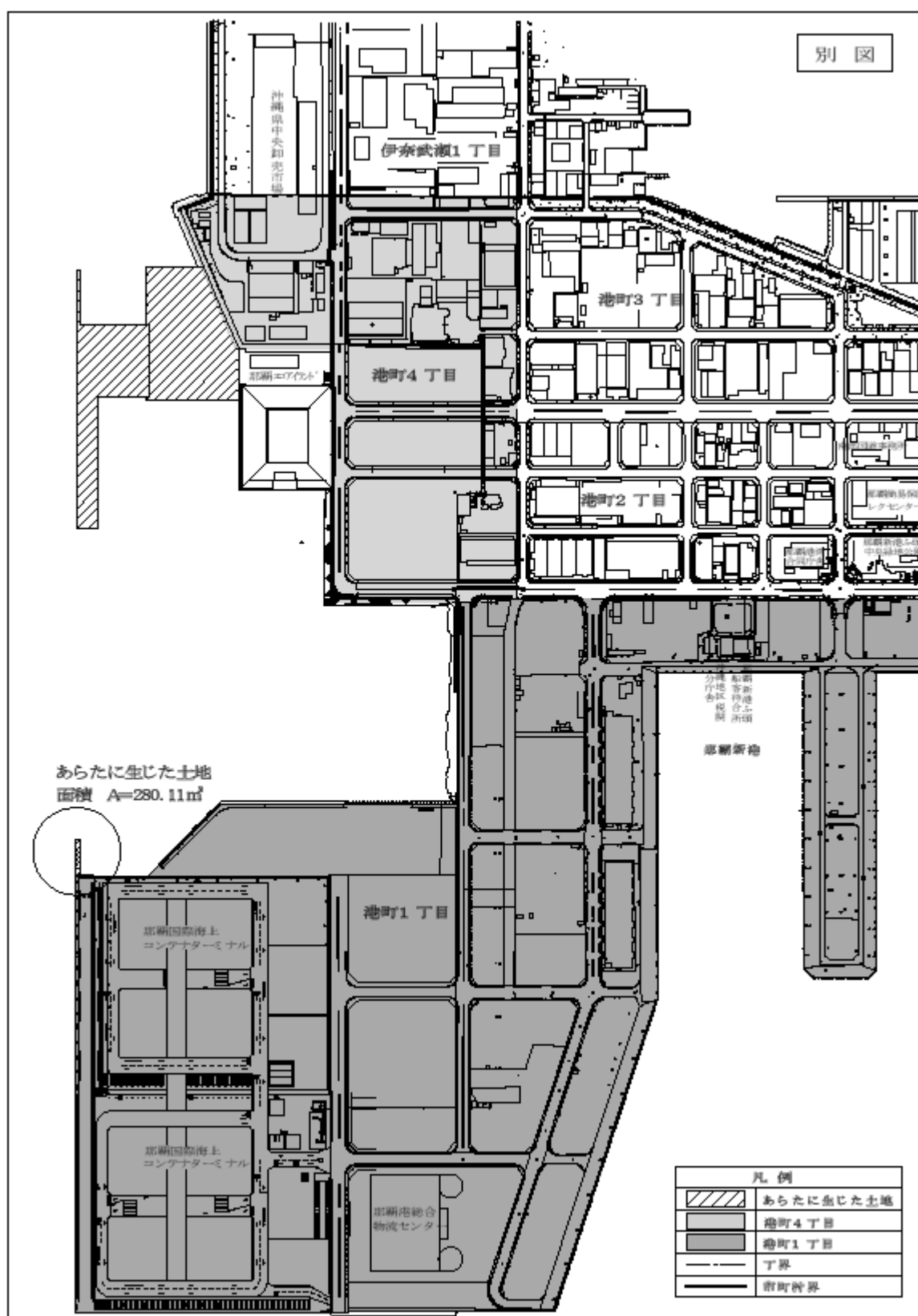
令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

- 1 土地の所在 別図の土地
- 2 地 積 280.11 平方メートル

(提案理由)

那覇市港町 1 丁目の地先において、公有水面埋立により本市の区域内にあらたに土地が生じたので、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経て確認するため、この案を提出する。



町の区域の変更について
(港町 1 丁目)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、町の区域を次のとおり変更する。

別図に示すあらたに生じた土地を那覇市港町 1 丁目の区域に編入する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市港町 1 丁目の地先において、あらたに生じた土地の確認に伴い、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、町の区域の変更について、議会の議決を経て定める必要があるため、この案を提案する。

市街地の区域及び当該区域の住居表示の方法について
(港町 4 丁目)

住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、あらたに生じた土地について市街地の区域及び当該区域の住居表示の方法を次のとおり定める。

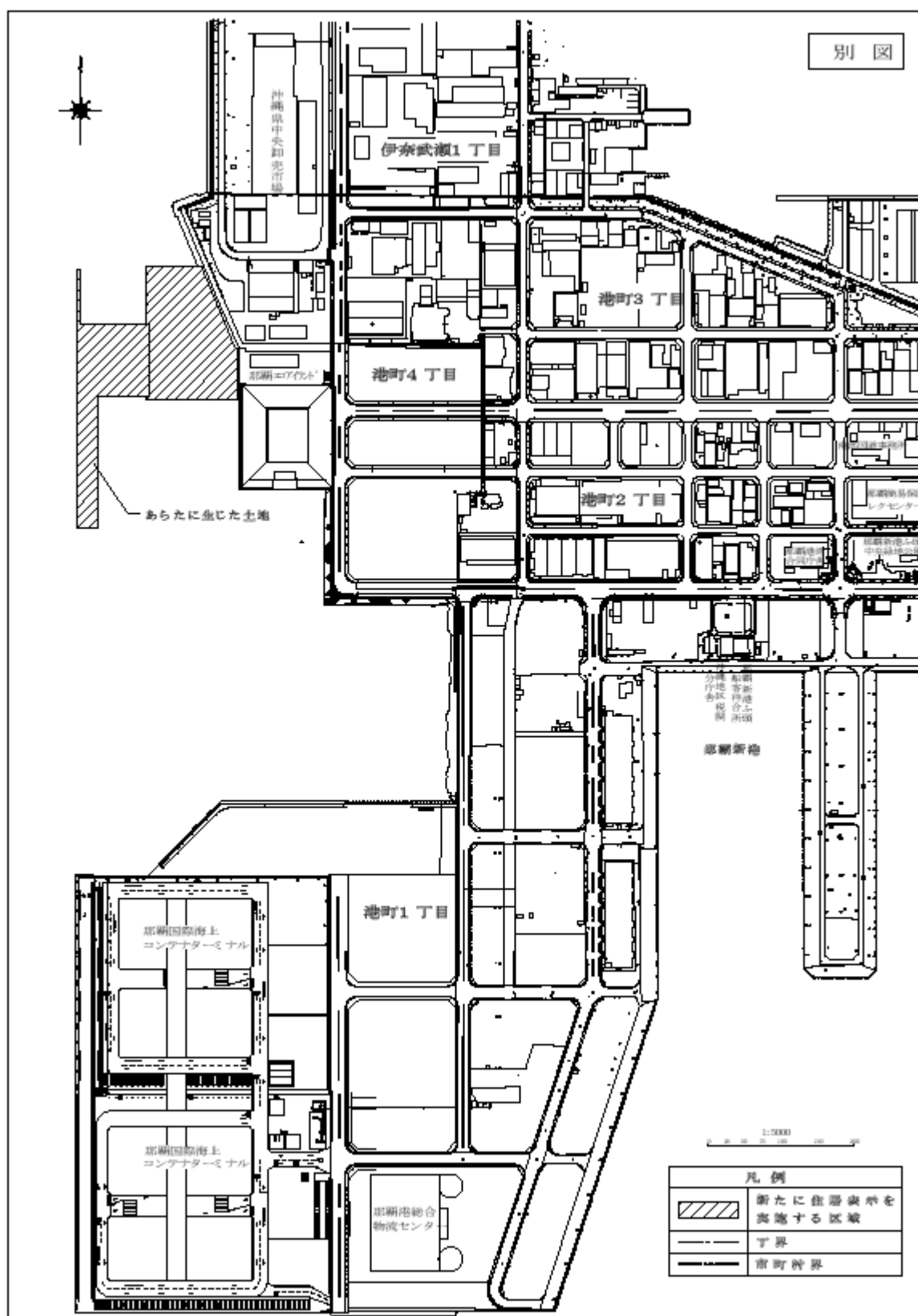
令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

- 1 市街地の区域
別図に示すあらたに生じた土地（那覇市港町 4 丁目地先）
- 2 住居表示の方法
街区方式

(提案理由)

那覇市港町 4 丁目の地先において、あらたに生じた土地の区域における住居表示の実施のため、住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、市街地の区域及び当該区域に住居表示の方法について、議会の議決を経て定める必要があるため、この案を提出する。



工事請負契約について
(真地市営住宅第1期建替工事(建築))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年2月8日提出

那覇市長 知念 覚

1 契約の目的 真地市営住宅第1期建替工事(建築)

2 契約の方法 制限付一般競争入札

3 契約金額 2,353,780,000円

4 契約の相手方

受注者 高橋土建・辰雄建設・尚輪興建共同企業体

代表者 所在地 沖縄県那覇市前島3丁目13番11号
商号 株式会社 高橋土建
代表者 代表取締役 玉城 俊夫

構成員 所在地 沖縄県那覇市宮城1丁目16番19 1階
商号 有限会社 辰雄建設
代表者 代表取締役 安里 繭子

構成員 所在地 沖縄県那覇市字真地421番地15
商号 株式会社 尚輪興建
代表者 代表取締役 下地 喜広

(提案理由)

「真地市営住宅第1期建替工事(建築)」を施工するため、この案を提出する。

工事請負契約について
(真地市営住宅第 1 期建替工事 (電気 1 工区))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

- 1 契約の目的 真地市営住宅第 1 期建替工事 (電気 1 工区)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 額 158,840,000 円
- 4 契約の相手方

受注者 三協電気工事・大名電建・大和電設共同企業体

代表者 所在地 沖縄県那覇市字天久 903 番地
商 号 三協電気工事株式会社
代表者 代表取締役社長 松島 寛和

構成員 所在地 沖縄県那覇市首里末吉町 2 丁目 141 番地 43
商 号 株式会社大名電建
代表者 代表取締役 山畑 将之

構成員 所在地 沖縄県那覇市字国場 135- 1
商 号 有限会社大和電設
代表者 代表取締役 棚原 恵三

(提案理由)

「真地市営住宅第 1 期建替工事 (電気 1 工区)」を施工するため、この案を提出する。

工事請負契約について
(真地市営住宅第1期建替工事(機械1工区))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年2月8日提出

那覇市長 知念 覚

- 1 契約の目的 真地市営住宅第1期建替工事(機械1工区)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 173,558,000円
- 4 契約の相手方

受注者 沖縄工業・三崎工業・明光電気共同企業体

代表者 所在地 那覇市字真地197番地の7
商号 株式会社 沖縄工業
代表者 代表取締役 糸数 啓子

構成員 所在地 那覇市首里大名町1-161-1
エンゼルハイム首里大名106
商号 有限会社 三崎工業
代表者 代表取締役 知念 秀明

構成員 所在地 那覇市壺川1丁目12番地3
商号 合資会社 明光電気
代表者 代表社員 仲村 彰

(提案理由)

「真地市営住宅第1期建替工事(機械1工区)」を施工するため、この案を提出する。

工事請負契約について
(真地市営住宅第 1 期建替工事 (機械 2 工区))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

- 1 契約の目的 真地市営住宅第 1 期建替工事 (機械 2 工区)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 147,158,000 円
- 4 契約の相手方

受注者 沖縄水質改良・沖設備・第一設備共同企業体

代表者 所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町 3 丁目 8 番地 1
商号 沖縄水質改良株式会社
代表者 代表取締役 天願 智一

構成員 所在地 沖縄県那覇市壺川二丁目 11 番地 11
商号 株式会社 沖設備
代表者 代表取締役 山城 邦夫

構成員 所在地 沖縄県那覇市与儀 2 丁目 12 番 25 号
商号 合資会社 第一設備
代表者 代表社員 武村 健

(提案理由)

「真地市営住宅第 1 期建替工事 (機械 2 工区)」を施工するため、この案を提出する。

工事請負契約について
(大名市営住宅第 4 期建替工事 (B 棟・建築))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

- 1 契約の目的 大名市営住宅第 4 期建替工事 (B 棟・建築)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 額 894,740,000 円
- 4 契約の相手方

受注者 野原建設・正吉建設・IMI CORPORATION 共同
企業体

代表者 所在地 沖縄県那覇市長田 2 丁目 10 番 32 号
商 号 株式会社 野原建設
代表者 代表取締役 上地 修

構成員 所在地 沖縄県那覇市字仲井真 365-2
商 号 株式会社 正吉建設
代表者 代表取締役 赤嶺 勲

構成員 所在地 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 2 番 19 号
商 号 株式会社 IMI CORPORATION
代表者 代表取締役 池原 紀夫

(提案理由)

「大名市営住宅第 4 期建替工事 (B 棟・建築)」を施工するため、この案を提出する。

工事請負契約について
(大名市営住宅第 4 期建替工事 (C 棟・建築))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

- 1 契約の目的 大名市営住宅第 4 期建替工事 (C 棟・建築)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 額 1,016,620,000 円
- 4 契約の相手方

受注者 東恩納組・金城組・平川建設共同企業体

代表者 所在地 沖縄県那覇市古波蔵 1 丁目 20 番 30 号
商 号 株式会社 東恩納組
代表者 代表取締役社長 東恩納 惟

構成員 所在地 沖縄県那覇市字安里 45 番地
商 号 株式会社 金城組
代表者 代表取締役 金城 永真

構成員 所在地 沖縄県那覇市具志 1 丁目 12 番 3 号
商 号 株式会社 平川建設
代表者 代表取締役 平川 哲也

(提案理由)

「大名市営住宅第 4 期建替工事 (C 棟・建築)」を施工するため、この案を提出する。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

別紙の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

(諮問理由)

別紙の者は、人権擁護委員候補者として適任と思料されるので、諮問する。

別 紙

1

[REDACTED]

おおしろ さ ち こ
大城 早智子 ([REDACTED])

〈再任推薦〉

2

[REDACTED]

もとなり え つ こ
本成 悦子 ([REDACTED])

〈再任推薦〉

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 18 日

那覇市長 知 念 覚

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について（第一牧志公設市場建設工事（電気））
（令和 2 年 9 月 28 日同意）

工 事 名 第一牧志公設市場建設工事（電気）

契約の相手方

受注者 金城電気工事・ゼネラル電設・きゃん電研共同企業体

代表者 所在地 沖縄県那覇市安里 3 丁目 6 番 29 号

商 号 金城電気工事株式会社

代表者 代表取締役社長 吉濱 功佑

構成員 所在地 那覇市首里大名町 1 丁目 126 番地の 6

商 号 株式会社 ゼネラル電設

代表者 代表取締役 新川 秀盛

構成員 所在地 沖縄県那覇市金城 2-3-5 101 号室

商 号 株式会社 きゃん電研

代表者 代表取締役 喜屋武 尚

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 348,685,700 円

変更する金額 351,117,800 円

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 16 日

那覇市長 知念 覚

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について（第一牧志公設市場建設工事（機械））
（令和 2 年 9 月 28 日同意）

工 事 名 第一牧志公設市場建設工事（機械）

契約の相手方

受注者 和高建設工業・オカノ・金吉設備工業共同企業体

代表者 所在地 沖縄県那覇市田原 4-5-2

商 号 株式会社 和高建設工業

代表者 代表取締役 喜屋武 護

構成員 所在地 那覇市安謝 1 丁目 23 番 8 号

商 号 株式会社 オカノ

代表者 代表取締役社長 與儀 盛輝

構成員 所在地 沖縄県那覇市田原 4-5-2

商 号 株式会社 金吉設備工業

代表者 代表取締役 喜屋武 護

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 313,276,700 円

変更する金額 313,820,100 円

専決処分の報告について
(車両事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 12 月 28 日

那覇市長 知念 覚

- 1 事 件 名 車両物損事故
- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 那覇市字大道在住
賠 償 額 170,445 円

専決処分の報告について
(那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月8日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の題名及び条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

令和5年1月16日

那覇市長 知念 覚

件名 那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

那覇市旅館業法施行条例(平成24年那覇市条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(社会教育施設等の指定等) 第2条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) [略] (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 (4)～(5) [略] 2 [略]	(社会教育施設等の指定等) 第2条 [略] (1)～(2) [略] (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定による指定を受けた施設 (4)～(5) [略] 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第 5 号

地方独立行政法人那覇市立病院の令和 3 年事業年度の業務実績に
関する評価結果の報告について

地方独立行政法人法第 28 条第 1 項第 1 号の規定により、地方独立行政法人那覇市立病院の令和 3 年事業年度業務実績に関する評価を行ったことから、その結果について、同条第 5 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

地方独立行政法人那覇市立病院
令和3年事業年度業務実績評価書

令和5年1月
那覇市長

那覇市立病院の概要

1. 現況

①法人名

地方独立行政法人那覇市立病院

②本部の所在地

沖縄県那覇市古島2丁目31番地1

③役員の状況

(令和3年4月1日現在)

役職名	氏名	備考
理事長	外間 浩	院長
理事	新垣 均	副院長
理事	豊見山 直樹	副院長
理事	宮田 裕史	副院長
理事	宮里 浩	副院長
理事	藤本 みゆき	副院長
監事	城間 貞	公認会計士
監事	仲松 正人	弁護士

④設置・運営する病院

別表のとおり

⑤職員数 (令和3年4月1日現在)

1,150人 (理事長1人 正職員812人 フルタイム職員275人 パートタイム職員62人)

2. 那覇市立病院の基本的な目標等

那覇市立病院（以下、「市立病院」という。）は、那覇市及び地域の中核的急性期病院として、救急医療及び地域医療支援病院等の質の高い医療を提供するとともに、臨床研修指定病院及び地域がん診療連携拠点病院として医師の育成にも貢献してきた。

今後、市立病院は公的病院としての使命の確実な実現を図り、地域住民に信頼される医療を速やかに提供するため、国の医療制度改革や医療をとりまく社会環境の変化に迅速に対応して安全・安心かつ高度で良質な医療を提供することが本院の使命である。

このため、市立病院は、救急医療、小児医療、周産期医療、がん診療をはじめ、市民が求める地域に根ざした医療の提供に努め、医療水準の向上を図り、あわせて経営の効率化等に積極的に取り組み、市民の健康の維持・増進に寄与することが求められている。

また、病院建替に向け、那覇市と十分な連携をはかり地域医療構想調整会議等を踏まえ、新病院建設を推進する。建築資金借入金償還能力を高めるため経営の効率化及び改善を不断なく行う。

(別表)

病院名	那覇市立病院
主な役割及び機能	○地域の中核的急性期病院 ○救急告示病院 ○地域がん診療連携拠点病院 ○地域周産期母子医療センター ○臨床研修指定病院 ○日本医療機能評価機構認定病院 ○地域医療支援病院
設立	昭和55年5月1日
病床数	470床
診療科目	内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、腎・泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、消化器外科、乳腺外科、内分泌内科、糖尿病内科、腎臓内科、血液内科、内科、視鏡外科、放射線診断科、放射線治療科、救急科、病理診断科、脳神経内科、心臓血管外科 以上35診療科
敷地面積	25,188㎡
建物規模	本館：建築面積6,534㎡ 延べ面積23,930㎡ 地上6階 地下2階建 北館：建築面積1,228㎡ 延べ面積7,522㎡ 地上4階 地下3階建 立体駐車場（地上3階 地下1階建） 建築面積1,691㎡ 延べ面積4,881㎡ 院内保育所：(1階平屋建) 建築面積218㎡ 延べ面積209㎡

様式1－1－1 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	地方独立行政法人 那覇市立病院		
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度（第4期）	
	中期目標期間	令和2年度～令和5年度	

2. 評価の実施者に関する事項		
那覇市長		
法人所管部局		担当課

3. 評価の実施に関する事項	
業務実績評価に先だって、地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会条例第2条の規定に基づき、地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会からの意見聴取を行った。新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の重点医療機関を担う市立病院の業務負荷の軽減及び接触機会の低減を目的に、第1回のみ対面審議とし、残り8回は書面審議により開催した。	
評価委員会の開催状況は次のとおり。 第1回 令和4年8月26日 対面審議 第2回 令和4年9月2日 書面審議 第3回 令和4年9月20日 書面審議 第4回 令和4年9月30日 書面審議 第5回 令和4年10月17日 書面審議 第6回 令和4年10月31日 書面審議 第7回 令和4年11月21日 書面審議 第8回 令和4年12月5日 書面審議 第9回 令和4年12月19日 書面審議 ※第4回までは財務諸表の承認に係る意見聴取等を行った。	

4. その他評価に関する重要事項	
コロナ禍が始まった令和元年度の業務実績評価以降、コロナの影響により目標未達成になったと認められる評価項目は評価対象外として取り扱っており、令和3年度の業務実績評価についても同様の対応を行った（「充実した小児・周産期医療の確保」の評価を除く。）。なお、令和4年度もコロナは市立病院の運営に多大な影響を及ぼすことが予想されることから、業務実績評価の実施にあたっては柔軟に対応するものとする。	

1. 全体の評価	
評定	全体として、年度計画を達成し、中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいると評価する。 コロナ対応では、デルタ株による第5波時に最大63床の即応病床を確保する等、市民・県民の命を守るための献身的な尽力に対し、心からの謝意と敬意を表する。休業者が相次ぐ等、厳しい病院運営が強いられただけの中にあっても、地域医療支援病院の役割として、地域医療機関との連携推進・強化を図ったことを高く評価したい。 また、コロナ禍が長引く中、職員が働きやすい職場環境づくりに努め、外国人患者に対応できる診療体制の整備を進めたことを評価したい。 病院建替え事業について、2度の入札と、困難さはあったものの、ついに新病院棟の建設工事が始まった。現病院での診療を継続しながらの建設となことから、患者療養環境の確保に最大限努めていた点とともに、市立病院が築き上げてきた医療提供体制を次世代へとつなぎ、地域医療、さらには災害医療と、これまで以上に市民へ貢献する病院となることを期待する。 経営面においては、コロナ関連補助金を有効活用し、経常黒字を5期連続で達成したことは、原則として独立採算が求められる公営企業型地方独立行政法人にあって、大変すばらしい業績であるが、コロナ対応に伴う診療制限等により、病床稼働率の回復は思うように進まず、また、人件費を始め、物価高等による費用上昇が続き、医業収支の赤字は前年度以上に拡大していることから、コロナ医療と一般医療の併存に向け、より一層、努力いただきたい。
評定に至った理由	地方独立行政法人那覇市立病院年度評価実施要領の評価方法に基づき、大項目の「第1 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」は11項目（全21項目中、10項目が「コロナの影響による未達成のため評価対象外（以下同じ）」とした。）すべてが評価Ⅲ以上であったため「A評価」、第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項」は3項目（全4項目中、1項目を評価対象外とした。）が評価Ⅲ以上であったため「A評価」、第3 財務内容の改善に関する事項」は、5項目すべてが評価Ⅲ以上であったため、「A評価」、第4 その他業務運営に関する重要事項」は、3項目すべてが評価Ⅲ以上であったことから、「A評価」とした。 以上の結果を踏まえ、全体としての評定は上記のとおりである。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	第4期中期計画の2年目となる令和3年度は、前年度同様、年度を通してコロナの影響を大きく受けた。令和3年度年度計画の目標値設定について、令和元年度と令和2年度実績を掲載し、比較することでコロナの影響度を把握し、コロナ情勢を鑑みて柔軟に検討出来るよう、目標値を「コロナの影響を踏まえて検討」と掲げた。令和3年度もコロナの影響により各項目において前年度と比較して増減はあるものの厳しい状況は変わらず、目標値の設定を検討した結果、「前年度並みを維持」へ変更した。 以下、今年度実績を簡潔に総括する。 「市立病院としての役割の発揮」について、令和3年5月より1名の救急医入職。救急医療体制の維持・充実に大きく貢献している。救急医療はコロナによる受入

	れ体制が制限された時期を除いて、365日24時間体制で救急患者の受け入れを維持した。令和元年12月よりスタートした夜間に入院が必要なコロナ患者の受け入れに係る南部6病院夜間輪番制にも対応した。救急患者数は年間受診総数12,769人で、前年度と比較して、2,956人の減少となり、軽症、入院や治療が必要ない患者の受診（不要不急の救急受診）が減少したことが要因と考える。しかし、救急車の受入については、前年度と比較して救急車受入率は減少したものの、救急車受入数は4,470件と前年度と比して325人と増加。コロナ禍においてもコロナ患者、一般救急患者で治療・入院が必要な患者はしっかり受け入れられてきたと考える。コロナ受入れ体制について、令和3年度の感染拡大時には最大63床のコロナ即応病床を確保し、ICD、ICNを中心に発熱外来、救急外来、コロナ病棟で連携を図り、スムーズなコロナ患者入院受入が出来た。沖縄県コロナウイルス対策本部と連携を図り、令和3年度コロナ患者延べ入院数6,250名（令和2年度2,638名）、実患者数721名（令和2年度315名）を受け入れた。小児医療の充実として、当院小児科医師、琉球大学病院及び地域の小児科医師の応援をうけ、365日24時間体制で小児科医が常駐する救急医療を継続。同じく地域周産期母子医療センターとして、地域医療機関と連携し小児・周産期医療を提供することで地域医療に貢献した。疾病予防対策の関連について、前年度同様、健診センター休診があったにも関わらず、すべての指標において前年度と比較して増加した。 「高度機能の充実」として、コロナの影響を受け、不要不急の入院・検査手術の延期等により、一般医療の一部制限が生じたため各項目は前年度と比較して減少。 「高度医療機器の計画的な更新・整備」については、医療を持続的に提供できるよう、主な更新機器として、全身用X線CT装置、生化学自動分析装置等を更新した。 「地域医療支援病院として地域完結型医療を目指し、地域での役割分担、機能分化をより一層推進する」については、紹介率80.6%、逆紹介率93.6%と前年度同様に目標値を上回った結果であった。 「患者サービスの向上」として、放射線治療装置を増設し、患者の治療負担軽減（正常臓器への負担減や治療時間の大幅な短縮）を行った。また、内視鏡受診者のリカバリースペースを拡張し、健診受診者の患者負担の軽減と繋がった。 「業務運営の改善及び効率化」に関して、医師の働き方改革や、病院の様々な問題に取り組むにあたり、各診療科やグループの責任者が不明瞭である事が長年の課題となっていたため、医師の職責の明確化及び職位制度の見直しをおこなった。また、情報セキュリティ対策について、全国的に増加傾向にあるランサムウェアの感染報告やメール経由によるマルウェア（EMOTET）の被害に対して対策を行った。新型コロナウイルス感染症対策について、今年度も新型コロナウイルス感染症重点医療機関として沖縄県コロナウイルス対策本部や保健所と連携して様々な取り組みを行った。 「財務内容の改善」に関して、病床稼働率について、コロナ専用病棟を設置した影響により、一般病棟の病床コントロールに制限が生じ、また、コロナの影響で一般病棟の入退院制限を行った時期もあり前年度より5.55%減少となった。入院及び外来単価が増額となった。 「その他の業務運営」市立病院建替について、令和2年度から繰り越した実施設計等の業務委託や立体駐車場建設工事について、当該工事が令和3年12月3日に竣工、当該業務委託が令和3年12月17日に完了した。新病院棟工事については、鋼材や原油等の高騰の影響を受け、1回目の入札が不発となるなど、困難を極めたが、再入札にて令和4年3月30日工事契約に至った。外国人対応については、インバウンド外国人患者は0人になったが在留外国人患者（基地内含む）が増加。令和2年10月より配置した医療コーディネーターへ様々な問題を集約し問題解決へと繋げていった。
--	---

	最後に、令和３年度の決算状況は、医業収益 13,344,485,592 円で前年度比 3.1%（４億円）の増収となったが、依然としてコロナの影響が大きく医業収支はマイナスとなった。一方、コロナ専用病床の増床及びコロナ患者受け入れ等の積極的な対応を行った結果、補助金収益が大幅に増加し、総収益 17,088,882,419 円（前年比 10%増）、となった。総費用 15,015,237,911 円（前年比 4.4%増）で、最終的には純利益 2,073,644,508 円の大幅な黒字となり、５期連続の黒字となった。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	－

３．評価委員会の全体的な意見	
市民に提供するサービスの質の向上に関して、令和３年度は前年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、診療制限を行いながらも、救急車受入数については前年度より増加しており、救急搬送の受入率も、毎年度 90%以上を維持し、公立病院としての役割を果たしていることを評価する。 医療支援への取組について、前年度に引き続き、沖縄県コロナ対策本部の派遣要請によるクラスター施設等に対する支援活動を行ったことを評価する。コロナ感染拡大時の最大 63 床の即応病床確保、発熱外来・PCR センターの設置、小児救急患者への受診体制の確保等、保健所との緊密な連携を高く評価する。紹介率、逆紹介率、開放病床利用率ともに、目標を上回る実績を達成し、地域医療機関との連携推進・強化を図ったこと、クリニカルパスの適用を活発に進め、クリニカルパス適用患者数の実績が大幅に増加したこと等、最適な医療の提供に努めたことを評価する。業務運営の改善及び効率化について、職員のメンタルケア対策として、コロナ禍でも行えるオンラインフィットネスの導入等、働きやすい職場環境づくりへ努めたことを評価する。 財務内容の改善について、診療報酬の請求は、全国平均より低い査定率を維持、健全な診療報酬請求を継続していることを評価する。新型コロナウイルス感染症の影響で「医業収支比率」は前年度より減少したが、コロナ病床の確保による補助金収益等の増加もあり、「経常収支比率」の 100%超を継続していることを評価したい。 その他業務運営について、物価高騰の影響により、財政面は厳しくなることが予想されるが、新病院建設を着実に推進できるよう、那覇市と調整して進めていただきたい。 今後も、市民に提供するサービスの質の向上、業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善に引き続き取り組み、那覇市立病院としての使命を果たしていくことを期待する。	

４．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	課題は、内科、外科及び整形外科の医師数不足に伴い、急病センターの受入制限が継続していることであり、採用活動に努め、早期の充足を期待する。 また、改善を求める事項として、「医療機器等の計画的な更新・整備」及び「現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理」について、年度計画において、当該年度に実施すべき具体的な更新・整備計画を示すこと、また、「患者サービスの向上」の「快適性及び利便性の向上」について、２年連続で患者満足度調査が未実施であることから、早期再開できるよう、創意工夫されたい。
その他改善事項	－
那覇市長による改善命令を検討すべき事項	－

5. その他事項	
監事等からの意見	—
その他特記事項	—

中期計画（中期目標）		年度評価				項目別	備考
		令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	調査No.	
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
		A	A			1－1 1－2 1－3	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
		A	A			2－1	
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置							
		A	A			3－1	

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書№.	備考
	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度		
第4 その他業務運営に関する重要事項						
	A	A			4－1	
第5 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画						
	－	－				
第6 短期借入金の限度額						
	－	－				
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画						
	－	－				
第8 剰余金の使途						
	－	－				
第9 料金に関する事項						
	－	－				
第10 那覇市地方独立行政法人法施行規則（平成20 年那覇市規則第4号）第6条で定める事項						
	－	－				
第11 那覇市地方独立行政法人法施行規則（平成20 年那覇市規則第4号）第7条で定める事項						
	－	－				

*重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く

1. 当項目に関する情報				
1－1	市立病院としての役割の発揮			
業務に関連する政策・施策	(1) 救急医療体制の維持・充実 (2) 充実した小児・周産期医療の確保 (3) 災害時対応及び緊急時における医療支援 (4) 保健所との連携 (5) 市の施策との連携	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)		—
当該項目の重要度、難易度	ウエイト付けは各項に記載	関連する政策評価・行政事業レビュー		—

2. 主要な経年データ												
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報					
	指標	達成 目標	(参考) 中期計画 令和元年 度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
救急医療 体制の充 実・強化	急病センター 受診患者数		38,597 人	15,725 人	12,769 人							
	うち入院患者 数		4,719 人	3,535 人	3,758 人							
	うち救急車受 入数		4,773 人	4,145 人	4,470 人							
	救急車の受入 率		93.2%	94.0%	90.0%							
小児・周	小児外来患者		34,545 人	17,442 人	19,660 人							

在宅医療 の関連指 標	退院調整実施 件数		11, 122 件	8, 658 件	7, 358 件				—	—	—	
	訪問看護指示 書件数		206 件	243 件	260 件				—	—	—	
	介護保険主治 医意見書件数		541 件	414 件	402 件				—	—	—	
	在宅療養支援 診療所への紹 介件数		1, 337 件	760 件	1, 186 件				—	—	—	
市民への 情報提供 の関連指 標	広報誌への医 療情報掲載数		0 回	3 回	1 回				—	—	—	
	ホームページ への掲載数		2 回	2 回	2 回				—	—	—	
	新聞への医療 関連広告数		8 回	0 回	2 回				—	—	—	
	医学雑誌配布		1 回	0 回	1 回				—	—	—	
	講演会開催数		27 回	0 回	0 回				—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価
				業務実績	自己評価	
中期目標						
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
	第1 市民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項	第1 同左	—	—	—	—
1 市立病院としての役割の発揮						
(1) 救急医療体制の維持・充実 地域医療に貢献するため、365 日 24 時間救急医療体制の維持・充実を図ること。また、救急搬送の受け入れをスムーズに行えるよう、消防や医師会等の関係機関と連携を図ること。						
(1)	1 市立病院としての役割の発揮	1 同左	(令和3年度の具体的な取り組み)	令和3年5月から救急医が1名入職し、救急医療体制の維持・充実に大きく貢献している。同時にこれまで平日の救急医療を各診療科で担っていたが、その負担はなくなった。しかし、依然として内科・外科・整形外科医師不足により、平日夜間の救急患者受け入れに制限をもうけている現状は変わらなかった。 前年度同様、救急でのトリアージ強化（コンビニ受診制限）は継続的におこなっている。救急ではコロナ受入病棟及び一般病棟の空床状況を確認し、制限した期間以外は積極的に365 日 24 時間救急医療体制、断らない救急搬送受入れ体制を維持した。救急受診患者数は前年度と比較して減少(△18.8%)していたが、入院患者数は増加(5.93%)していた。受診患者数の減少は軽症、入院	ケイト 2 評価 III	全国的に少ない救急医 1 名の採用は、救急医療体制充実の一助である。また、受入制限の中、救急車の受入率は前年度より減少したが、救急車受入数については増加しており、公立病院と

	急医療体制の充実を図る。 なお、新病院建設工事期間中においては、救急搬送の受入れに影響が出ないよう、動線計画等に十分配慮する。			や、治療が必要ない患者の受診（不要不急の救急受診）が減少したことが要因と考える。コロナ禍においてもコロナ患者、一般救急患者で治療・入院が必要な患者はしっかり受け入れできていたと考える。 救急車の受入について、前年度と比較して救急車受入率は減少したものの、救急車受入数(7.27%)は増加した。救急車受け入れが出来なかった理由として、一般病棟でコロナ感染発生に伴う入院受け入れ制限があったこと、また、救急外来でコロナ陽性患者を受け入れた場合、構造上の問題やマンパワー不足等で同時に複数名受け入れが難しかったことがあげられる。		しての役割を果たしていることを評価する。
(救急医療の関連指標)						
			令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度目標	
救急患者数			15,725 人	12,769 人	前年度並みを維持	
うち入院患者数			3,535 人	3,758 人	前年度並みを維持	
うち救急車受入数			4,145 人	4,470 人	前年度並みを維持	
救急車の受入率			94.0%	90.0%	前年度並みを維持	
(2) 充実した小児・周産期医療の確保						
市民が安心して子どもを産み、育てられるよう、地域医療機関との連携に基づき、充実した小児・周産期医療を引き続き確保すること。						
(2)	(2) 充実した小児・周産期医療の確保	(2) 同左	産婦人科医、小児科医を確保して母体搬送の受入体制を維持する。	前年度同様、コロナ影響下においても当院小児科医（常駐）を主体とした、琉球大学病院及び地域の小児科医の応援をうけ、365 日 24 時間体制で救急患者を受け入れ、小児救急医療の維持を図った。 地域周産期母子医療センターとして、地域医療機関と連携し小児・周産期医療を担い、安心して子どもを産み、かつ育てられる医療の提供を維持した。 ハイリスク妊娠患者数（19.4％）は前年度比増。分娩件数（△22.1％）、ハ	ケイ 2 評価 Ⅱ	地域医療機関と適切に連携し、市立病院に求められている小児・周産期医療を提供していることを評価する。 評価：Ⅲ コロナの影響による未達成と自己評価しているが、前年度以上に

	入院が必要な患者に 対し、総合周産期母 子医療センターであ る沖縄県立南部医療 センター・こども医 療センター、地域周 産期母子医療センタ ーである琉球大学医 学部附属病院や沖縄 赤十字病院と連携を して医療を提供して いく。また、当院小児 科医のほか、小児科 開業医及び琉球大学 小児科の応援を受け 365 日 24 時間小児科 医が常駐し、医療を 提供できる体制を確 保するとともに、小 児科専門医研修支援 施設として小児科医 の育成に努める。	医療センター、地域 周産期母子医療セ ンターである琉球 大学医学部附属病 院や沖縄赤十字病 院と連携をして医 療を提供していく。 また、他機関との連 携に基づき小児・周 産期医療を担うと ともに、安心して子 どもを産み、かつ育 てられるよう医療 の提供に努める。		イリスク分娩患者数（△9.3%）は対前年度比減となり、分娩件数やハイリス ク分娩患者数の減少について、令和3 年6 月、令和4 年1 月に産婦人科病棟入 院中の患者やスタッフからのコロナ感染が出たため、産婦人科病棟への受け入 れ制限や受け入れ中止を行い、予定分娩入院は近隣医療機関へ依頼を行った。 コロナの影響を受けた結果となった。 (小児・周産期医療の関連指標) <table><tr><td></td><td>令和2 年度実績</td><td>令和3 年度実績</td><td>令和3 年度目標</td></tr><tr><td>小児外来患者数</td><td>17,442 人</td><td>19,660 人</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>小児入院患者数</td><td>13,005 人</td><td>11,927 人</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>小児救急患者数</td><td>5,305 人</td><td>5,876 人</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>うち入院患者数</td><td>603 人</td><td>613 人</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>NICU 入院患者数</td><td>2,202 人</td><td>2,220 人</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>分娩件数</td><td>343 件</td><td>267 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>うち帝王切開数</td><td>144 件</td><td>119 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>ハイリスク妊娠患者数</td><td>77 人</td><td>92 人</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>ハイリスク分娩患者数</td><td>75 人</td><td>68 人</td><td>前年度並みを維持</td></tr></table>		令和2 年度実績	令和3 年度実績	令和3 年度目標	小児外来患者数	17,442 人	19,660 人	前年度並みを維持	小児入院患者数	13,005 人	11,927 人	前年度並みを維持	小児救急患者数	5,305 人	5,876 人	前年度並みを維持	うち入院患者数	603 人	613 人	前年度並みを維持	NICU 入院患者数	2,202 人	2,220 人	前年度並みを維持	分娩件数	343 件	267 件	前年度並みを維持	うち帝王切開数	144 件	119 件	前年度並みを維持	ハイリスク妊娠患者数	77 人	92 人	前年度並みを維持	ハイリスク分娩患者数	75 人	68 人	前年度並みを維持		コロナの影響 を受け、診療 停止が相次い だ中、小児科 の365 日24 時 間の診療体制 を維持したこ とを評価す る。
	令和2 年度実績	令和3 年度実績	令和3 年度目標																																											
小児外来患者数	17,442 人	19,660 人	前年度並みを維持																																											
小児入院患者数	13,005 人	11,927 人	前年度並みを維持																																											
小児救急患者数	5,305 人	5,876 人	前年度並みを維持																																											
うち入院患者数	603 人	613 人	前年度並みを維持																																											
NICU 入院患者数	2,202 人	2,220 人	前年度並みを維持																																											
分娩件数	343 件	267 件	前年度並みを維持																																											
うち帝王切開数	144 件	119 件	前年度並みを維持																																											
ハイリスク妊娠患者数	77 人	92 人	前年度並みを維持																																											
ハイリスク分娩患者数	75 人	68 人	前年度並みを維持																																											

(3) 災害時対応及び緊急時における医療支援 ①平時からの備えと発災後対応 災害時における病院機能の損失をできるだけ少なくし、機能の立ち上げや早急な回復を目指すよう、平時より備えておくこと。また、発災後においては、入院患者の安全確保及び被災者の診療に努めること。						
(3)	(3) 災害時対応及び緊急時における医療支援 ①災害時における病院機能の維持・復旧のため、那覇市立病院事業継続計画（BCP）に基づき、院内での訓練実施や研修会を実施するほか、那覇市や沖縄県が実施する災害訓練に参加し、平時から災害に備えるよう努める。 また、発災時には、入院患者の安全確保を図るとともに、発災後は被災者の診療にあたるよう努める。	(3) 同左 ① 同左 災害時における病院機能の維持・復旧のため、那覇市立病院事業継続計画（以下、「BCP」という。）に基づき、院内での訓練実施や研修会を実施する。また防災・防火訓練を定期的に実施する。	施設の災害対策について 病院施設の被災に 対応するため、災害対策マニュアルを検証する。また防災・防火訓練を定期的に実施する。	担当部署の人員不足やコロナの影響で訓練等の実施が出来なかった。事業継続計画（BCP）についても令和元年11月23日の図上訓練を最後に実施出来ない。 新病院での感染症等への対策について、一部設計の見直し等を行い、事業（医療）の継続について検討を行った。	ケイト 2 評価 II コロナ禍の中、さらに新病院建設中 でもあり、訓練等の実施が出来なかったのは、やむを得ない。	評価：－ ※評価対象外 （コロナの影響による未達成）

②他医療機関との連携 不測の事態への備えとして、患者移送等について、他医療機関との連携、ネットワークづくりに取り組むこと。																
(4)	②現病院施設は耐震性に課題を抱えていることから、不測の事態への備えとして、BCPに基づき、患者移送先の調整や搬送手段の確保等について、他医療機関との連携、ネットワークづくりに努める。	②那覇市や沖縄県が実施する災害訓練に参加し、平時から災害に備え、不測の事態への備えとして、BCPに基づき、患者移送先の調整や搬送手段の確保等について、他医療機関との連携、ネットワークづくりに努める。	前年度同様、那覇市や沖縄県が主催する災害訓練はコロナの影響により開催が中止となった。院内の防火・防災訓練もコロナ専用病棟の設置によって避難する動線確保が難しいこと、年間を通して不必要な入館の禁止制限を行ったことから実施が困難だった。 (災害医療の関連指標) <table><tr><td></td><td>令和2年度実績</td><td>令和3年度実績</td><td>令和3年度目標</td></tr><tr><td>災害訓練回数</td><td>0回</td><td>0回</td><td>－</td></tr><tr><td>災害訓練参加者数</td><td>0人</td><td>0人</td><td>－</td></tr></table>		令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度目標	災害訓練回数	0回	0回	－	災害訓練参加者数	0人	0人	－	近隣に病院が多いため、他医療機関との連携や、ネットワークづくりは継続的に進められた。 評価：－ ※評価対象外（コロナの影響による未達成）
	令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度目標													
災害訓練回数	0回	0回	－													
災害訓練参加者数	0人	0人	－													
③医療支援への取り組み 大規模災害時や緊急時において、DMAT（災害派遣医療チーム）を派遣する等、医療救護活動の支援に努めること。																
(5)	③大規模災害時や緊急時において、DMAT（災害派遣医療チーム）を派遣する等、医療救護活動の支援に努めること。	③他の自治体における大規模災害時や緊急時において、市立病院DMAT（災害派遣医療チーム）を派遣し医療支援を実施する。 また、DMATを定期的に訓練研修に参加させるなど、医	DMAT活動は、前年度同様、コロナの影響により、訓練は規模の縮小や中止となり参加することができなかった。災害関連やクラスター施設への支援に関連する研修がオンラインや集合研修で開催されるようになり、当院DMAT隊員も当該研修へ積極的に参加するよう取り組んだ。 コロナに関連する派遣実績として、沖縄県コロナ対策本部より当院DMATチームに対して派遣協力依頼が年間を通してあった。 また、コロナ関連の活動も前年度同様に活動し、コロナ患者数増加に伴い活動機会も増加し、クラスター施設での発生初期の活動（現状把握、組織体制構築）、継続支援活動（転院調整、物品在庫状況把握、マンパワー状況把握）など、沖縄県コロナ対策本部施設支援班の指揮のもと活動を行った。 コロナ感染拡大時の患者対応や院内スタッフ感染・濃厚接触者PCR検査等の	沖縄県コロナ対策本部の派遣要請によるクラスター施設等に対応し、活動を行ったことを評価する。 評価：V												

		療救支援活動の 向上に努める	対応を、院内コロナ対策本部及び院内感染対策チーム（ICT）の指示のもと感 染状況の把握や追跡調査のサポートを行った。 (災害医療の関連指標) <table><tr><td></td><td>令和2年度実績</td><td>令和3年度実績</td><td>令和3年度目標</td></tr><tr><td>災害研修会回数</td><td>0回</td><td>3回</td><td>－</td></tr><tr><td>災害研修会参加者数</td><td>0人</td><td>4人</td><td>－</td></tr><tr><td>被災地等への派遣件数</td><td>15件</td><td>21件</td><td>前年度並みを維持</td></tr></table> ※被災地等への派遣件数には沖縄県コロナ対策本部要請派遣回数を含む。		令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度目標	災害研修会回数	0回	3回	－	災害研修会参加者数	0人	4人	－	被災地等への派遣件数	15件	21件	前年度並みを維持		
	令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度目標																		
災害研修会回数	0回	3回	－																		
災害研修会参加者数	0人	4人	－																		
被災地等への派遣件数	15件	21件	前年度並みを維持																		
(4)保健所との連携																					
那覇市保健所と連携し、新型コロナウイルス等の感染症対策に協力すること。																					
(6)	(4)保健所との連携 那覇市保健所と連 携し、新型インフ ルエンザ等の感染 症対策に協力す る。	(4)同左	収束の見えないコロナへ対応できる体制を維持・強化するため、那覇市保健 所長をはじめ感染症専門医や保健師等と協議をもち、情報の共有や拡大防止策 の検討、現場視察を依頼するなど、助言をもらいながら、那覇市保健所と連携 し感染防止対策強化が図れた。今年度の感染拡大時には最大63床の即応病床を 確保し、那覇市保健所と連携、発熱外来・PCRセンターを設置し患者対応を行 った。 保健所依頼の受診をスムーズに受け入れられるよう、小児科医の確保及び受 診枠の調整を図った。	カイト 2 評価 V	発熱外来・PCRセ ンターの設置、感染 拡大時には最大 63 床の即応病床を確 保、小児救急患者へ の受診体制の確保 等、保健所との緊密 な連携を高く評価 する。 評価：V																

(5) 市の施策との連携 ①保健・福祉行政との連携 疾病や介護の予防、健康づくりを推進するため、市や関係機関と連携・協力して疾病予防対策等に協力すること。																												
(7)	(5) 市の施策との連携 ①保健・福祉行政との連携 疾病や介護の予防、健康づくりを推進するため、慢性腎臓病（CKD）に対するフォローアップ、CKDの啓発活動、CKDサポーター外来の推進や患者教育のための教育入院、特定健診の休日実施等、那覇市や関係機関と連携し疾病予防対策等に協力する。	(5) 市の施策との連携 ① 同左	CKD サポーター外来と連携し、患者家族に対し、今後必要になると思われる社会資源や制度等について聞き取りを行い、早めに情報提供を行うことで、心理的不安の軽減に努め、治療に専念出来るようサポートした。 慢性腎不全で外来通院中の患者のなかから検査データが悪化しているケースや症状で QOL 低下がある患者 18 名に透析室看護師が患者相談や指導を実施した。糖尿病透析予防指導管理料を算定件数は 63 件で主に医師・糖尿病認定看護師・栄養士・薬剤師が関わった。コロナ感染対策として教育入院は行わず、主に外来での指導を実施した。 コロナの影響を受け、健診センター休診があったにも関わらず、疾病予防対策の関連指標について、那覇市をはじめ、各市町村、全国健康保険協会、市町村共済組合等と連携し前年度と比較して増加した。 那覇市と連携した特定健診（まちかど健診）について、特定健診の休日実施実績は令和 2 年度 0 件に対して、令和 3 年度は令和 4 年 2 月 19 日・令和 4 年 3 月 19 日の 2 日間で 52 件実施した。 (疾病予防対策の関連指標) <table><tr><td></td><td>令和 2 年度実績</td><td>令和 3 年度実績</td><td>令和 3 年度目標</td></tr><tr><td>特定健診件数</td><td>1, 496 件</td><td>1, 716 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>特定保健指導件数</td><td>463 件</td><td>489 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>がん検診件数</td><td>220 件</td><td>267 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>人間ドック件数</td><td>3, 555 件</td><td>3, 735 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>健康診断件数</td><td>3, 743 件</td><td>4, 059 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr></table>		令和 2 年度実績	令和 3 年度実績	令和 3 年度目標	特定健診件数	1, 496 件	1, 716 件	前年度並みを維持	特定保健指導件数	463 件	489 件	前年度並みを維持	がん検診件数	220 件	267 件	前年度並みを維持	人間ドック件数	3, 555 件	3, 735 件	前年度並みを維持	健康診断件数	3, 743 件	4, 059 件	前年度並みを維持	那覇市と連携した特定健診の休日実施により検診数が増加したことや、外来通院中だが、経過不良等の慢性腎不全患者に対する患者相談や患者指導を行ったことを評価する。 評価：Ⅲ
	令和 2 年度実績	令和 3 年度実績	令和 3 年度目標																									
特定健診件数	1, 496 件	1, 716 件	前年度並みを維持																									
特定保健指導件数	463 件	489 件	前年度並みを維持																									
がん検診件数	220 件	267 件	前年度並みを維持																									
人間ドック件数	3, 555 件	3, 735 件	前年度並みを維持																									
健康診断件数	3, 743 件	4, 059 件	前年度並みを維持																									

②地域包括ケアシステムの推進																								
入院患者が円滑に在宅医療へ移行できるための退院支援の強化を行う等、本市地域包括ケアシステムの構築に協力すること。																								
(8)	②地域包括ケアシステムの推進 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、介護施設、ケアマネジャー、社会福祉士等と連携し、入院患者がスムーズに在宅医療へ移行できるよう退院支援の強化、適切な情報提供や急変時の受入体制を整備する。	②在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、ケアマネジャー、社会福祉士等在宅医療へ移行できるよう退院支援の強化、適切な情報提供、急変時の受け入れ体制を強化する。	入退院支援センター、地域医療連携室、総合相談センターを一元的に、入退院患者情報の把握、退院支援へ早期着手、円滑なベッドコンロールを合理的に行う。 前年度と比較して、退院調整実施件数は 1,300 件減少した。要因としてコロナの影響等で病床再編や縮小に伴う新規入院数の減少(▲531 名。減少率 6%)、コロナ陽性患者発生病棟での施設等転院調整制限したことがあげられる。自宅退院調整等には大きな影響は無かった。 今年度の在宅復帰率は 95.2%、前年度と比較して増加率 0.5%であった。	地域医療連携室、入退院支援センター及び総合相談センターで週 1 回長期入院患者カンファレンスを行い、退院調整進捗状況や退院困難要因の確認を行い、退院支援がスムーズに行くよう情報共有を行った。 ベッドコンロールが円滑に行えるよう、前方連携である地域医療連携室と MSW の情報共有ツールとして転院調整情報共有シートを活用した。 コロナの落ち着いている時期に施設訪問を積極的に行い、地域の訪問診療、訪問看護と顔の見える関係を構築した。また、年 1 回は地域の在宅医療関係機関を対象に合同カンファレンスを開催し、お互いの課題等について話し合う機会を持った。 前年度と比較して、退院調整実施件数は 1,300 件減少した。要因としてコロナの影響等で病床再編や縮小に伴う新規入院数の減少(▲531 名。減少率 6%)、コロナ陽性患者発生病棟での施設等転院調整制限したことがあげられる。自宅退院調整等には大きな影響は無かった。 今年度の在宅復帰率は 95.2%、前年度と比較して増加率 0.5%であった。	ウエイト Ⅰ 評価 Ⅱ	コロナ禍の難しさがある中で、退院支援やベッドコンロールの円滑化、及び地域包括ケアシステムの推進へ努めたことを評価したい。	評価：－ ※評価対象外（コロナの影響による未達成）																	
(在宅医療の関連指標) <table><tr><td></td><td>令和 2 年度実績</td><td>令和 3 年度実績</td><td>令和 3 年度目標</td></tr><tr><td>退院調整実施件数</td><td>8,658 件</td><td>7,358 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>訪問看護指示書件数</td><td>243 件</td><td>260 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>介護保険主治医意見書件数</td><td>414 件</td><td>402 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>在宅療養支援診療所への紹介件数</td><td>760 件</td><td>1,186 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr></table>						令和 2 年度実績	令和 3 年度実績	令和 3 年度目標	退院調整実施件数	8,658 件	7,358 件	前年度並みを維持	訪問看護指示書件数	243 件	260 件	前年度並みを維持	介護保険主治医意見書件数	414 件	402 件	前年度並みを維持	在宅療養支援診療所への紹介件数	760 件	1,186 件	前年度並みを維持
	令和 2 年度実績	令和 3 年度実績	令和 3 年度目標																					
退院調整実施件数	8,658 件	7,358 件	前年度並みを維持																					
訪問看護指示書件数	243 件	260 件	前年度並みを維持																					
介護保険主治医意見書件数	414 件	402 件	前年度並みを維持																					
在宅療養支援診療所への紹介件数	760 件	1,186 件	前年度並みを維持																					

(在宅医療の関連指標)

	令和 2 年度実績	令和 3 年度実績	令和 3 年度目標
退院調整実施件数	8,658 件	7,358 件	前年度並みを維持
訪問看護指示書件数	243 件	260 件	前年度並みを維持
介護保険主治医意見書件数	414 件	402 件	前年度並みを維持
在宅療養支援診療所への紹介件数	760 件	1,186 件	前年度並みを維持

(6) 市民への情報の提供・発信 市民に対し、病院の診療機能・運営状況についての情報提供・発信に努めるとともに、医療に関する知識の普及啓発を推進すること。						
(9)	(6) 市民に対し、市立病院の診療機能・運営状況についての情報提供・発信に努めるとともに、医療に関する正しい知識の普及啓発を推進する。情報発信の手段として、当院の院外ホームページ、広報誌等を活用し、診療実績や医療情報を提供する。	(6) 市民に対し、病院の診療機能・運営状況についての情報提供・発信に努めるとともに、医療に関する正しい知識の普及啓発を推進する。情報発信の手段として、当院の院外ホームページ、広報誌等を活用し診療実績や医療情報の掲載を強化する。	ホームページの更新について 病院情報の公表	当院ホームページでは、診療に関わる情報（休診情報や診療制限等）について、随時、担当部署にて更新を実施しており、リアルタイムで市民へ発信している。しかし、令和4年1月よりシステム不具合により、ホームページが閲覧不能となったため、令和4年3月より仮ホームページを作成・公開した。ホームページのリニューアルに向け取り組んだ。 厚生労働省が推奨している、「病院情報の公表」を毎年10月にホームページへ掲載した。この公表は、診療情報の提供や活用等、診療の透明化や改善の努力を評価する趣旨で平成29年度より行われており、機能評価係数Ⅱの保険診療指数の項目となっている。 当院の特長や急性期医療の現状を理解してもらうことから以下の情報を提供した。 ① 年齢階級別退院患者数、②診断群分類別患者数等（上位5位まで）、③初発の5大癌のUICC病期分類別ならびに再発患者数、④成人市中肺炎の重症度別患者数等、⑤脳梗塞のICD10別患者数、⑥診療科別主要手術別患者数等、⑦その他（DIC、敗血症、その他の真菌症及び手術・術後の合併症の発生率）をDPCデータに基づき継続して掲載した。 前年度同様、コロナの影響により、地域（市民）向けの出前講座は開催できなかった。今後の地域向け情報発信（提供）について、オンラインによる方法を活用できるよう、通信機器類の準備や環境整備等も踏まえ情報発信手段を検討している。	ウエ 1 評価 Ⅲ 新病院開院へ向けて、病院情報の公表の工夫が必要で す。市民向けオンデマンド講座や、地域がん診療連携拠点病院として、がん看護専門看護師等の紹介について、ホームページの充実に努められたい。	評価：Ⅲ サイバー攻撃に対する備えを強化し、基幹システムが攻撃を受けた場合でも診療を継続できるよう、BCPの更新を検討されたい。

			広報誌発行について	広報誌「きざはし」については、平成 29 年 5 月号以来 4 年ぶりに発行をし、連携クリニック及び患者へ最新の診療情報発信をした。次年度も定期的な診療情報発信に努める。		
--	--	--	-----------	---	--	--

様式 1－1－4－2 年度評価 項目別評定調書（市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当項目に関する情報		
1－2	診療機能の充実	
業務に関連する政策・施策	(1) 高度医療の充実 ①専門性を持った医療人の確保 ②医療機器の計画的な更新・整備 (2) がん医療の充実 ①地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実 (3) 地域医療機関との連携推進・強化 ①地域医療機関との連携推進・強化 (4) 人材の確保及び育成 ①医療水準の維持・向上のための専門性向上および人材確保と育成 (5) 安全安心で質の高い医療の提供 ①患者中心の医療 ②医療安全対策の徹底 ③医療の標準化と最適な医療の提供 ④法令の遵守及び行動規範に沿った業務運営	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など) —

当該項目の重要度、難易度	ウエイト付けは各項に記載	関連する政策評価・行政事業レビュー	—
--------------	--------------	-------------------	---

2. 主要な経年データ												
	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報							②主要なインプット情報				
	指標	達成目標	(参考) 中期計画 令和元年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手術ナビゲーションシステム実施件数	耳鼻咽喉科		4件	6件	3件				—	—	—	—
	脳神経外科		11件	3件	8件				—	—	—	—
	整形外科		25件	25件	12件				—	—	—	—
レーザー破砕装置を用いた施設実績件数			37件	25件	22件				—	—	—	—
高度医療の関連指標	CT 件数		17,812件	15,614件	14,837件				—	—	—	—
	MRI 件数		7,503件	6,363件	6,409件				—	—	—	—
	RI 件数		804件	687件	828件				—	—	—	—
	心臓カテーテル検査件数		452件	311件	258件				—	—	—	—
	経皮的冠動脈形成術(PCI) 件数		202件	120件	101件				—	—	—	—
	アブレーション治療件数		158件	126件	107件				—	—	—	—

がん診療連携パス実績	脳血管造影件数		274 件	153 件	113 件					—	—	—	—
	血管内治療件数		109 件	91 件	62 件					—	—	—	—
	血栓溶解療法 (t-PA) 治療件数		5 件	3 件	8 件					—	—	—	—
	手術件数 (手術室)		3,561 件	3,078 件	2,839 件					—	—	—	—
	うち全身麻酔手術件数		2,102 件	1,890 件	1,611 件					—	—	—	—
	うち腹腔鏡下・胸腔鏡下手術件数 (※ 1 ポリペクは除く)		601 件	508 件	429 件					—	—	—	—
	内視鏡による手術件数 (ESD ※ 2 ESD:内視鏡的粘膜下層剥離術)		75 件	86 件	93 件					—	—	—	—
	胃がん		0 件	3 件	2 件					—	—	—	—
	大腸がん		3 件	11 件	14 件					—	—	—	—
	乳がん		39 件	42 件	75 件					—	—	—	—
	肺がん		0 件	0 件	0 件					—	—	—	—
	肝がん		0 件	0 件	0 件					—	—	—	—
	前立腺がん		0 件	0 件	0 件					—	—	—	—
	合 計		42 件	56 件	91 件					—	—	—	—
がん医療の関連指標	全がん退院患者数		1,622 人	1,612 人	1,371 人					—	—	—	—
	うち 5 大がん退院患者数		731 人	736 人	633 人					—	—	—	—
	外来化学療法患者数		2,664 人	2,944 人	2,233 人					—	—	—	—
	放射線治療実患者数		296 人	266 人	223 人					—	—	—	—

がん医療 の関連指 標	がん患者相談 件数	1,479人	1,670人	1,322人				—	—	—	—
	全国がん登録 件数	952件	1,060件	1,038件				—	—	—	—
	がん診療連携 パス適用数	41件	56件	91件				—	—	—	—
	がん研修会等 開催数（医療 者）	4回 (103人)	4回 (85人)	7回 (322人)				—	—	—	—
地域医療 連携の関 連指標	がん講演会等 開催数（市民対 象）	12回 (194人)	0回 (0人)	0回 (0人)				—	—	—	—
	紹介率	77.0%	78.4%	80.6%				—	—	—	—
	逆紹介率	84.6%	99.7%	93.6%				—	—	—	—
	地域連携パス 適用数（大腿骨 頸部骨折）	バス発行件数 127件	バス発行件数 126件	バス発行件数 154件				—	—	—	—
開放病床 利用率(5 床)	地域連携パス 適用数（脳卒 中）	バス発行件数 410件	バス発行件数 351件	バス発行件数 142件				—	—	—	—
	在院患者数	2,555人	2,370人	2,367人				—	—	—	—
	開放病床利用 率	140.0%	129.8%	129.7%				—	—	—	—
	初期研修医数	20人	13人	15人				—	—	—	—
専門性及 び医療技 術の向上 の関連指 標	後期研修医数	11人	16人	15人				—	—	—	—
	派遣研修人数 （県内）	初：7人 後：0人	初：13人 後：0人	初：13人 後：5人				—	—	—	—
	派遣研修人数 （県外）	初：5人 後：0人	初：1人 後：0人	初：0人 後：0人				—	—	—	—

	学会発表数（医師）		77 件	40 件	45 件				—	—	—	—
	学会発表数（看護師）		20 件	6 件	4 件				—	—	—	—
	学会発表数（その他のメディカルスタッフ）		29 件	13 件	22 件				—	—	—	—
	論文発表数（全体）		51 件	37 件	33 件				—	—	—	—
	専門資格取得者数（新規）		3 名	1 名	15 名				—	—	—	—
事務スタッフの専門性の向上の関連指標	病院経営研修等への受講回数（合計）		84 回	18 回	17 回							
	事務職員勉強会等		3 回	6 回	11 回							
	外部講師による講演指導等		5 回	1 回	0 回							
	オンラインセミナー		2 回	27 回	29 回							
	専門資格取得者数（新規）		9 名	1 名	4 名							
医療安全・院内感染対策の関連指標	医療安全対策委員会等開催数		12 回	12 回	12 回				—	—	—	—
	医療安全研修等実施回数		10 回	5 回	2 回				—	—	—	—
	インシデントレポート報告件数		1,592 件	1,602 件	1,458 件				—	—	—	—
	アクシデントレポート報告件数		40 件	24 件	22 件				—	—	—	—
	院内感染対策委員会等開催数		12 回	4 回	4 回				—	—	—	—
	感染管理チームラウンド回数		48 回	32 回	30 回				—	—	—	—

	院内感染対策 研修会等開催 数	26回 (899人)	9回 (500人)	8回 (2,847人)									
患者中心 の医療の 実践の関 連指標	セカンドオピ ニオン件数(院 外から当院へ)	21件	13件	7件									—
	セカンドオピ ニオン件数(当 院から院外へ)	29件	39件	19件									—
医療の標 準化と最 適な医療 の提供の 関連指標	クリニカルパ ス適用患者数	5,235人	5,354人	5,745人									—
	クリニカルパ ス種類数	217(累計)	294(累計)	326(累計)									—
コンプラ イアンス の関連指 標	研修会開催数	0回	0回	0回									—
	参加者数	0人	0人	0人									—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																										
	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		評価委員会 意見																																																				
				業務実績	自己 評価	市長による評価																																																				
2 診療機能の充実 (1) 高度医療の充実 ①専門性を持った医療人の確保 高度医療の充実を図るため、専門性を持った医療スタッフの確保に努めること。																																																										
(10)	2 診療機能の充 実 (1) 高度医療の充 実 ①専門性を持った 医療人の確保 高度医療の充実 を図るため、医師 をはじめ、専門性 を持った医療スタ ッフの確保に努め る。	2 同左 (1) 同左 ① 同左	(令和3年度の 具体的な取り組み) 高度医療機器を 用いた使用件数 について	<table><tr><th></th><th>令和2年度実績</th><th>令和3年度実績</th><th>令和3年度目標</th></tr><tr><td>CT 件数</td><td>15,614 件</td><td>14,837 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>MRI 件数</td><td>6,363 件</td><td>6,409 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>RI 件数</td><td>687 件</td><td>828 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>心臓カテーテル検査件数</td><td>311 件</td><td>258 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>経皮的冠動脈形成術 (PCI) 件数</td><td>120 件</td><td>101 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>アブレーション治療件数</td><td>126 件</td><td>107 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>脳血管造影件数</td><td>153 件</td><td>113 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>血管内治療件数</td><td>91 件</td><td>62 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>血栓溶解療法 (t-PA) 治療件数</td><td>3 件</td><td>8 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>手術件数 (手術室)</td><td>3,078 件</td><td>2,839 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>うち全身麻酔手術件数</td><td>1,890 件</td><td>1,611 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>うち腹腔鏡下・胸腔鏡下手術</td><td>554 件</td><td>429 件</td><td>前年度並みを維持</td></tr></table>		令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度目標	CT 件数	15,614 件	14,837 件	前年度並みを維持	MRI 件数	6,363 件	6,409 件	前年度並みを維持	RI 件数	687 件	828 件	前年度並みを維持	心臓カテーテル検査件数	311 件	258 件	前年度並みを維持	経皮的冠動脈形成術 (PCI) 件数	120 件	101 件	前年度並みを維持	アブレーション治療件数	126 件	107 件	前年度並みを維持	脳血管造影件数	153 件	113 件	前年度並みを維持	血管内治療件数	91 件	62 件	前年度並みを維持	血栓溶解療法 (t-PA) 治療件数	3 件	8 件	前年度並みを維持	手術件数 (手術室)	3,078 件	2,839 件	前年度並みを維持	うち全身麻酔手術件数	1,890 件	1,611 件	前年度並みを維持	うち腹腔鏡下・胸腔鏡下手術	554 件	429 件	前年度並みを維持	ウェイト 2 評価 II	評価：－ ※評価対象外 (コロナの影響による未達成)
		令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度目標																																																						
	CT 件数	15,614 件	14,837 件	前年度並みを維持																																																						
	MRI 件数	6,363 件	6,409 件	前年度並みを維持																																																						
	RI 件数	687 件	828 件	前年度並みを維持																																																						
	心臓カテーテル検査件数	311 件	258 件	前年度並みを維持																																																						
	経皮的冠動脈形成術 (PCI) 件数	120 件	101 件	前年度並みを維持																																																						
	アブレーション治療件数	126 件	107 件	前年度並みを維持																																																						
	脳血管造影件数	153 件	113 件	前年度並みを維持																																																						
	血管内治療件数	91 件	62 件	前年度並みを維持																																																						
	血栓溶解療法 (t-PA) 治療件数	3 件	8 件	前年度並みを維持																																																						
	手術件数 (手術室)	3,078 件	2,839 件	前年度並みを維持																																																						
	うち全身麻酔手術件数	1,890 件	1,611 件	前年度並みを維持																																																						
	うち腹腔鏡下・胸腔鏡下手術	554 件	429 件	前年度並みを維持																																																						

				内視鏡による手術件数（※ESD）	86 件	93 件	前年度並みを維持		
				※ESD：内視鏡的粘膜下層剥離術					
②	医療機器等の計画的な更新・整備 市立病院に求められる医療を持続的に提供できるよう、必要な医療機器等を計画的に更新・整備すること。								
(11)	②医療機器等の計画的な更新・整備 医療機器の整備・更新については、費用対効果、地域の医療機関との連携、がん治療に対する放射線療法等、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断し、市立病院に求められる役割を持続的に提供できるよう、計画的に更新・整備する。	② 同左	機器更新・増設について	・主な更新機器 放射線治療装置、生化学自動分析装置、内視鏡スコープ一式 計 65 件 ・コロナ補助金等による整備機器等 全身用X線CT装置、ベッドサイドモニタ等、計 34 件 放射線治療装置については、地域がん診療連携拠点病院の施設基準の維持と新病院においても継続使用可能な機器であり、短い治療時間、静かで圧迫感を軽減した治療環境、ピンポイント治療（定位放射線治療）、強度変調（回転）放射線治療が可能な機器となっている。 ※沖縄県で初導入の放射線治療装置				ウエイト 1 評価 IV 新病院においても設備投資とのバランスをとりながら、医療機器等の計画的な更新・整備に努められたい。	評価：Ⅲ 中期計画において、「計画的に更新・整備することとして、年度計画から、年度計画に具体的な更新・整備計画を示すとともに、その成果を業務実績に記載するよう、努められたい。

(2) がん医療の充実					
専門的ながん医療の提供、がん医療の地域連携協力体制の構築、がん患者やその家族に対する相談支援、情報提供等を行う地域がん診療連携拠点病院として、がん医療の充実に努めること。					
(12)	(2) がん医療の充実 実 専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者やその家族に対する相談支援、情報提供等を行う地域がん診療連携拠点病院として、がん医療の充実に努める。 また、がん診療連携パスの利用を促進、がん診療に従事する医師等に対する研修会開催、全国がん登録の推進、がん患者の就労支援の啓発、がんフォーラム等の講演会を継続して開催する。	(2) 同左	がん医療について がん診療連携パスについて 医療者向け研修会について 市民・患者向け研修会について	がん医療の関連指標について、ほとんどがコロナの影響を受けた。外来化学療法の実施人数は2,233人で前年度と比較して711人減少し、放射線治療の実施人数は223人で前年度と比較して43人減少した。 がん患者外来化学療法患者数の減少について、近年経口抗がん剤が増えたり、注射薬との併用や内服のみでの化学療法が増えている。 地域がん診療連携拠点病院としての役割を果たすため、がん診療連携パスの利用を促進したことで、がん地域連携パス適応件数は増加した。 今年度の5大がんと前立腺がんのがん診療連携パスの適応件数は、91件で前年度と比較して35件増加した。 がん診療に従事する医療者向け研修会を年7回開催し、医療従事者の参加者総数は322名であった。 主な研修内容は、①薬剤師教育セミナー②がん医療に従事する医師等向け緩和ケア研修会、③放射線療法とその副作用について、④合同カンファレンス⑤化学療法とその副作用 がん診療に携わる医師、研修医、県内のホスピス、緩和ケア病棟のがん専門看護師を中心に緩和ケア研修会を開催した（参加者23名）。 市民や患者向けの研修会等は感染拡大防止の観点から開催出来ていない。 研修会等の開催については、下記の課題がある。 ① 従来の集合型で開催する場合：感染拡大防止対策が必須となり、感染防止（予防）策を講じる必要がある。 ② オンラインで開催する場合：参加者の多くが高齢者ということもあり、通信機器類の配置や設置環境整備をクリアするために、地域の協力や環	ウエイト 2 評価 II 評価：－ ※評価対象外 (コロナの影響による未達成)

				境整備協力要請が必要となる。 以上の課題を踏まえ、コロナ感染状況も鑑みながら、次年度は開催できるよう努める。 例年通り、がん登録の専従職員を中心に登録内容のダブルチェックを行い入院及び外来症例の登録を行った。全国がん登録への報告も実施済み。 今年度の新規がん登録件数は1,038件であり、前年度と比較して22件減少した。 がん登録実務に関わる知識・技術の向上を目的に、国立がん研究センター主催の院内がん登録実務中級認定者研修（e-learning 形式）を職員2名が受講した。また、がん登録実務中級認定者研修（e-learning 形式）は職員1名が受講し認定試験を合格した。 (がん医療の関連指標) <table><thead><tr><th></th><th>令和2年度実績</th><th>令和3年度実績</th><th>令和3年度目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>全がん退院患者数</td><td>1,612人</td><td>1,371人</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>うち5大がん退院患者数</td><td>736人</td><td>633人</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>外来化学療法患者数</td><td>2,944人</td><td>2,233人</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>放射線治療患者数</td><td>266人</td><td>223人</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>がん患者相談件数</td><td>1,670件</td><td>1,322件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>全国がん登録件数</td><td>1,060件</td><td>1,038件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>がん地域連携バス適用件数</td><td>56件</td><td>91件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>がん研修会等開催数（医療者）</td><td>4回（85人）</td><td>7回（322人）</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>がん講演会等開催数（市民対象）</td><td>0回（0人）</td><td>0回（0人）</td><td>－</td></tr></tbody></table>		令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度目標	全がん退院患者数	1,612人	1,371人	前年度並みを維持	うち5大がん退院患者数	736人	633人	前年度並みを維持	外来化学療法患者数	2,944人	2,233人	前年度並みを維持	放射線治療患者数	266人	223人	前年度並みを維持	がん患者相談件数	1,670件	1,322件	前年度並みを維持	全国がん登録件数	1,060件	1,038件	前年度並みを維持	がん地域連携バス適用件数	56件	91件	前年度並みを維持	がん研修会等開催数（医療者）	4回（85人）	7回（322人）	前年度並みを維持	がん講演会等開催数（市民対象）	0回（0人）	0回（0人）	－
	令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度目標																																									
全がん退院患者数	1,612人	1,371人	前年度並みを維持																																									
うち5大がん退院患者数	736人	633人	前年度並みを維持																																									
外来化学療法患者数	2,944人	2,233人	前年度並みを維持																																									
放射線治療患者数	266人	223人	前年度並みを維持																																									
がん患者相談件数	1,670件	1,322件	前年度並みを維持																																									
全国がん登録件数	1,060件	1,038件	前年度並みを維持																																									
がん地域連携バス適用件数	56件	91件	前年度並みを維持																																									
がん研修会等開催数（医療者）	4回（85人）	7回（322人）	前年度並みを維持																																									
がん講演会等開催数（市民対象）	0回（0人）	0回（0人）	－																																									
			がん登録について																																									

			(がん診療連携パス実績)								
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
			胃がん	0件	3件	2件					
			大腸がん	3件	11件	14件					
			乳がん	21件	39件	75件					
			肺がん	0件	0件	0件					
			肝がん	0件	0件	0件					
			前立腺がん	0件	0件	0件					
			合 計	24件	42件	56件	91件				
(3) 地域医療機関との連携推進・強化 地域で完結する切れ目のない医療を提供するため、地域医療支援病院として、地域の医療機関との更なる連携の推進・強化を図ること。											
(13)	(3) 地域医療機関との連携推進・強化 地域で完結する切れ目のない医療を提供するため、地域医療支援病院として、地域の医療機関との更なる連携の推進・強化を図り、紹介率及び逆紹介率の向上に努める。	(3) 同左	コロナの影響により開催していなかった地域医療支援病院運営委員会は、第1回(令和3年7月29日開催)、第2回(令和3年11月11日開催)を対面形式で開催した。コロナ感染拡大に伴い、第3回開催は書面・資料配付にて開催した。資料配付にて「アンケート調査」を実施し、質問に対する回答を文書でまとめ、連携医療機関へ返信した。 今年度の地域医療連携交流会及び登録医総会は、前年度同様、コロナの影響により開催できなかった。その代替策として、地域医療連携室より広報誌「薨(いらか)」を連携医療機関約580箇所へ郵送した。 患者サポートセンターでは、地域医療機関からの紹介受け入れ、逆紹介の推進を図ったことで、前年度同様紹介率、逆紹介率ともに目標値を上回る結果となった。 登録医が利用できる開放病床5床を確保し、当院医師と共同で治療できる体制を整備している。開放病床利用率は129.7%であった。 大腿骨頸部骨折パス適用数は前年度を上回ったが、脳卒中パス適用数はコロ				ウエイト 2 評価 V	前年度に引き続きコロナの影響が出たことは残念だが、紹介率、逆紹介率、開放病床利用率のいずれにおいても、前年度と同じく、目標を大きく上回ったことを高く評価する。	評価：V 紹介率及び逆紹介率について、目標だけでなく、第5次那覇市総合計画における中間目標値をコロナ禍の厳しい環境の中、1年早く達成したことを大いに評価する。		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

新たに感染管理認定看護師が1名合格した。現在活動中の認定看護師は院内・外の看護師の実践指導や患者相談、チーム活動の推進役として活躍しスタッフのロールモデルとなっている。

(専門看護師・認定看護師の在籍数)

専門看護分野	令和2年度実績	令和3年度実績
がん看護	2名(内1名新規)	2名
合 計	2名	2名

認定看護分野	令和2年度実績	令和3年度実績
集中ケア	4名	3名
感染管理	2名	3名(内1名新規)
慢性心不全看護	1名	1名
皮膚・排泄ケア	3名	2名
小児救急看護	0名	0名
がん化学療法	0名	0名
がん放射線療法看護	1名	1名
摂食・嚥下障害看護	1名	1名
脳卒中リハビリテーション看護	1名	1名
糖尿病看護	1名	1名
慢性呼吸器疾患看護	1名	1名
新生児集中ケア	1名	1名
緩和ケア認定看護師	3名(内2名新規)	3名
認知症看護認定看護師	2名	2名
特定・認定看護師	0名	0名
合 計	21名	20名

看護師に関する実績について

[illegible]

			事務スタッフの専門性の向上に関する実績について	<table><tr><td></td><td>令和2年度実績</td><td>令和3年度実績</td></tr><tr><td>病院経営研修等への受講回数</td><td>18回</td><td>17回</td></tr><tr><td>オンラインセミナーによる受講回数</td><td>27回</td><td>29回</td></tr><tr><td>外部講師による講演指導等</td><td>1回</td><td>0回</td></tr><tr><td>事務職員勉強会等</td><td>6回</td><td>11回</td></tr><tr><td>専門資格取得者数(新規)</td><td>1名</td><td>4名</td></tr><tr><td>学会発表(参加人数)</td><td>2件(2名)</td><td>2件(2名)</td></tr></table> ・院内がん登録実務者試験(中級) 1名合格 ・診療情報管理士 1名合格 ・医師事務技能審査試験(メディカルクラーク・医科) 2名合格 事務職の研修会等については、日本病院経営支援機構が主催する、病院経営者育成塾に年間で25名が参加した。病院経営者育成塾は、講師が病院の事務長として行った経営の実践的かつ具体的な取組事例を学ぶ事ができ、また前年度からオンラインでの受講となったことから事務局の多くの職員が受講した。		令和2年度実績	令和3年度実績	病院経営研修等への受講回数	18回	17回	オンラインセミナーによる受講回数	27回	29回	外部講師による講演指導等	1回	0回	事務職員勉強会等	6回	11回	専門資格取得者数(新規)	1名	4名	学会発表(参加人数)	2件(2名)	2件(2名)		
	令和2年度実績	令和3年度実績																									
病院経営研修等への受講回数	18回	17回																									
オンラインセミナーによる受講回数	27回	29回																									
外部講師による講演指導等	1回	0回																									
事務職員勉強会等	6回	11回																									
専門資格取得者数(新規)	1名	4名																									
学会発表(参加人数)	2件(2名)	2件(2名)																									
(5)安全安心で質の高い医療の提供																											
①患者中心の医療																											
(15)	(5) 安全安心で質の高い医療の提供	(5) 同左	(5) 同左	コロナの影響による受診制限もあり、実績はいずれも前年度を下回った。そのため、当院ホームページにおいて、セカンドオピニオンとは何か、対象者・対象疾患の説明、予約受付方法、問い合わせ先、相談料金等の情報提供に注力した。	患者が、分かりにくい表示やしくみになっていないか確認していただきたい。また、セカン	評価：－ ※評価対象外 (コロナの影響による未達成)																					

	の権利を尊重し、患者中心の医療提供に努める。 またセカンドオピニオンについても、引き続き円滑な対応に努める。			(患者中心の医療の実践の関連指標)					ドオピニオンの件数の増加を期待したい。	
② 医療安全対策の徹底 医療安全の確保を図るため、院内の感染症対策及び医療事故防止対策を徹底すること。										
(16)	②医療安全対策委員会、院内感染対策委員会を定期的に開催し、インシデント・アクシデント報告や分析、対策について周知徹底する。	② 同左	インシデント・アクシデント報告、分析について	インシデント報告件数は入院患者数の減少に伴い前年度より低下したが、1000入院当りにするとわずかな低下にとどまった。ただし、一般的に求められるインシデント報告数(病床数×5件)と比較すると少ない状況は続いている。報告数を増やす方策として、0レベルの報告を増やせるよう、委員会で働きかけた結果、全体の報告数は減ったが、0レベル報告数：令和2年度177件、令和3年度204件と、徐々にではあるが増加傾向にある。 インシデントの主な要因は、コミュニケーションによるものと不注意(確認不足)が多くを占めている。その対策として、令和3年度は、チームステップスの項目である「1. ISBAR (エスバー) 活用での伝達、2. チェックバックの履行、3. ダブルチェックの確立と定着」を目標とした。年度末の評価では医師、看護師、コメディカル職員へ前期と後期の2回目目標達成状況に関するアンケート調査を実施した。前期後期ともに概ね6～7割程度との回答であり、わずかな変化であったため、次年度も同様の目標設定とした。 今年度のアクシデント報告は年間で2件減少し、前年度のような重大事例はなかった。22件中、医師からの報告が7件あり殆どは合併症(医療ミスではない)によるアクシデントと考えられるものだった。前年度の重大事例を踏まえ、医師の積極的に報告する姿勢の表れではないかと考える。しかし、医療チーム間での	ウエイト Ⅰ 評価 Ⅱ	アクシデントが減少し、かつ、重大事例が無かったことを評価し、引き続き、医療安全対策の徹底を肝に銘じていただきたい。インシデントレポートを増やすには、同一案件については、多種からレポートを提出するしくみを検討されたい。	評価：－ ※評価対象外(コロナの影響による未達成)			

			コミュニケーションエラーによるインシデントの発生が多々あり、前年度同様に「TeamSTEPPS」の推進（1. ISBAR（エスバー）活用での伝達、2. チェックバックの履行、3. ダブルチェック方法の確立と定着）」を継続の目標とした。 感染防止対策室では、院内感染対策委員会を開催し、問題点について議論した。主な実施施策は以下のとおり。 （環境整備・スタッフの意識向上等に関する項目） ○陰圧装置の導入：令和3年11月／4北、4東病棟 ○スタッフ及び患者のワクチン接種率向上への取り組み 接種会場の開設回数を増やすことで、接種率向上を図った。 ○スタッフの意識向上 インフルエンザコンタクトドクター（ICD）を講師に、院内の感染対策の実践及び体制に関する研修会を全職員向けに実施した。継続して感染防止対策が重要であることの意識づけを強化した。 ○手指衛生の徹底 消毒剤の使用量にベンチマークを設け、その達成度合いを毎月モニタリングし、習慣化を促進した。 このほか、他施設との合同カンファレンスを実施し、感染防止対策に関する取り組みを共有する等、これまでのコロナ禍における取り組みのもとに、感染防止対策の改善・強化に注力した。また、ICT による院内ラウンドをとおして、コロナ以外の感染症に対する防止策の改善も継続した。		
	医療安全・院内感染対策について			院内感染対策研修会	院内感染対策研修会については、昨年度、コロナの影響により開催見合わせとなった規模の大きい研修会を再開できた。また、動画視聴型の研修を取り入れる

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

				(医療の標準化と最適な医療の提供の関連指標)						
					令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度目標			
				クリニカルパス適用患者数	5,354人	5,745人	前年度並みを維持			
				クリニカルパス種類数	294 (累計)	326 (累計)	前年度並みを維持			
④	法令の遵守及び行動規範に沿った業務運営 医療法や個人情報保護、情報公開等の法令を遵守し、また、行動規範に沿って適正な業務運営を行うこと。									
(18)	④法令の遵守及び行動規範に沿った業務運営	④医療法や個人情報保護、情報公開等に関する院内研修会を実施し、法令を遵守し、行動規範に沿って適正な業務運営を行う。	前年度同様、コロナの影響により対面型の全体研修は開催出来なかった。 コロナの状況を注視し、開催出来るよう準備したい。 (コンプライアンスの関連指標)				ウェイト Ⅰ 評価 Ⅱ 評価：－ ※評価対象外(コロナの影響による未達成)		コロナ禍の中で業務運営のため、やむを得ないことであるが、研修会については Web を用いたオンデマンドのレクチャ어의開催に努められたい。	
4. その他参考情報										
二										

1. 当項目に関する情報			
1－3	患者サービスの向上		
業務に関連する政策・施策	(1) 快適性及び利便性の向上 患者や来院者により快適な環境を提供するため、施設の改修・補修を実施するとともに、プライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に努めること。 利便性の向上を図るため、患者満足度調査等のモニタリングを通し、改善に努めること。 (2) ボランティアとの協働の推進 ボランティアとの交流や意見交換を通して、協働を推進すること。 (3) 職員の接遇向上 患者や来院者を選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、職員の接遇向上に努めること。	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	—
当該項目の重要度、難易度	ウエイト付けは各項に記載	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ											
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報			
	指標	達成 目標	(参考) 中期計画 令和元年 度実績	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
患者サ- ビスの向 上の関連 指標	入院患者満足 度調査（満足＋ やや満足）％		97.3%	未実施	未実施			－	－	－	－
	外来患者満足 度調査（満足＋ やや満足）％		96.2%	未実施	未実施			－	－	－	－
	外来診療待時 間調査（満足＋ やや満足）％		59.7%	未実施	未実施			－	－	－	－
	施設設備に対 する苦情件数		12件	6件	5件			－	－	－	－
	ボランティア 登録人数		11名	11名	11名			－	－	－	－
	ボランティア 活動時間		527.6時間	活動なし	活動なし			－	－	－	－
	職員の接遇に 対する苦情件 数		19件	6件	13件			－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価
				業務実績	自己評価	
3 患者サービスの向上 (1) 快適性及び利便性の向上 患者や来院者により快適な環境を提供するため、施設の改修・補修を実施するとともに、プライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に努めること。また利便性の向上を図るため、患者満足度調査等のモニタリングを通し、改善に努めること。						
(19)	3 患者サービスの向上 (1) 快適性及び利便性の向上 患者や来院者に快適な環境を提供するため、必要に応じ施設の改修・補修を実施するとともに、引き続きプライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に努める。また、利便性の向上を図るため、外来及び入院患者満足度調査等のモニタリングを行い、改善に努める。	3 同左	(令和3年度の具体的な取り組み) ・歯科口腔外科外来を拡張・整備する。 ・放射線治療装置を増設し治療の拡充を図る。 ・内視鏡センターリカバリー室の拡張を行う。	患者が快適に受診できるよう、処置及び検査スペースを拡張・整備し、患者やスタッフの動線確保を行った。 放射線治療装置を増設し、患者の治療負担軽減（正常臓器への負担減や治療時間の大幅な短縮）を行った。 内視鏡受診者の内視鏡検査においては、2階の内視鏡室で検査実施後のリカバリーをこれまで6階の健診センターへ戻って行っていたが、2階内視鏡室のリカバリースペースを拡張し、健診受診者のリカバリーもそのまま2階で行うことで、患者負担の軽減に繋がった。 コロナ禍において、入館制限が設けられ電話による問い合わせが急増したため、電話回線及び中継器を増設することにより繋がりにくい電話回線の改善を行った。	外科 1 評価 IV	施設の改修・補修、及び治療装置の増設等、院内環境整備のために必要な改善を行っていることを評価する。患者満足度調査は重要なので、実施方法など検討して取り組んでいただきたい。
評価：Ⅲ 新病院建設と並行して現病院の療養環境の改善に努めたことは評価できるが、客観的な指標として、「患者満足度調査」を早期に再開できるよう、創意工夫されたい。						

(2) ボランティアとの協働の推進 ボランティアとの交流や意見交換を通して、協働を推進すること。					
(20)	(2) ボランティアとの協働の推進 ボランティアサ ポート委員会に よるボランティア 活動の円滑な 推進を図り、交流 や意見交換を通 じた協働を推進 する。	(2) 同左	前年度同様、ボランティアの参加制限を継続しているため、従来の活動は 実施出来なかった。ボランティアがおこなっていた3階庭園の緑化活動は造 園担当者が行い、引き続き整備をしている。コロナの状況及び病院体制が整 えば徐々に復活させていく。	ウエト 1 評価 II	評価：－ ※評価対象外（コロ ナの影響による未 達成）
(3) 職員の接遇向上 患者や来院者を選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、職員の接遇向上に努めること。					
(21)	(3) 職員の接遇向 上 患者や来院者に 選ばれる病院、患者 や来院者が満足す る病院であり続け るため、院内接遇研 修等を通して職員 の接遇向上に努め る。	(3) 同左	前年度同様コロナの影響により、全員参加型の研修は開催できなかった。 接遇向上のため苦情があった際は、日々の各部署ミーティングにおいて、 内容の把握や対応の検討を行った。また、患者相談窓口では、患者や利用者 から受け取ったご意見等を当該部署へフィードバックし改善に繋げた。	ウエト 1 評価 II	評価：－ ※評価対象外（コロ ナの影響による未 達成）
4. その他参考情報					
－					

1. 当項目に関する情報			
2－1	業務運営の改善及び効率化に関する事項		
業務に関連する政策・施策	(1) PDCAサイクルの確実な実践	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	－
	(2) 院内連携の推進 ①チーム医療の推進 ②多職種連携の推進		
	(3) 働きやすい職場環境づくり		
当該項目の重要度、難易度	ウエイト付けは各項に記載	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							③ 主要なインプット情報				
指標	達成 目標	(参考) 中期計画 令和元年 度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後発医薬品使用率		89.3%	93.7%	83.2%				—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		評価委員会 意見
				業務実績		自己 評価
中期目標 第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項						
1 PDCAサイクルの確実な実践 地方独立行政法人制度の特長を活かし、自立性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、業務運営体制を構築すること。また、職員の意識改革を推進し、継続的な業務改善への取り組みを通し、PDCAサイクルの確実な実践に努めること。						
(22)	1. PDCAサイクルの確実な実践 地方独立行政法人制度の特長を活かし、自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、業務運営体制を整備する。	1 同左	安全確保に向けた情報収集と検討を行う取り組みについて	インシデント報告数を増やす取り組みとして、0レベル（ヒヤリハット：インシデントを起こす前に気がつきエラーは起こしていない状況）を増やすよう委員会で働きかけた。0レベル報告数は令和2年度177件、令和3年度204件と増加傾向にある。 医師からの報告数は27件/年で全体の約2%程度で前年度からほぼ増加していない。また、全体の報告数も入院患者数の減少もあり、令和2年度1602件、令和3年度1458件へと減少した。 今後も全体への0レベルの報告数増加の推進と医師へのインシデント報告の定着に向けた働きかけを行いたい。	ケ 1 評価 III	PDCA サイクルの確 実な実践が、求めら れる中、「情報セキュ リティ対策」「診療報 酬加算の新設」等に も迅速に対応してお り、「新型コロナウイルス 感染症対策」も 関連機関と連携し、 的確に実践してきた 事を評価する。また、 今後、PDCA サイクル に関する指標をまと めることを検討され たい。

改革を推進し、継続的な業務改善への取組を通し、PDC Aサイクルの確実な実践に努める。	退院時薬剤情報連携加算の取得について	平成 31 年頃より那覇市、那覇市医師会、那覇地区薬剤師会及び那覇市近隣の病院薬剤師が合同で「ていーあんだールール（入退院支援連携コンセンサスブック）」の制作を開始した。退院時に「薬剤管理サマリー」を作成、運用することが決まり、「ていーあんだールール」が完成し、当院薬剤部でも準備を開始した。 令和 2 年度診療報酬改訂で退院時薬剤情報連携加算が新設（60 点）された。令和 3 年 9 月より「薬剤管理サマリー」の運用を開始し算定した。（9 月 20 件、10 月 27 件、11 月 38 件、12 月 54 件、1 月 30 件、2 月 60 件、3 月 52 件） 今後も継続して「薬剤管理サマリー」を作成し、入退院支援連携に協力できるよう努めていく。		
	がん診療病院連携研修について	保険薬局の薬剤師の研修（日本臨床腫瘍薬学会より依頼を受け、1 週間に 1 日程度、合計 30 日間、がん治療に関する研修）を令和 3 年 7 月より開始して令和 4 年 3 月に 1 名が研修を終了した。		
	医師の働き方改革について	医師の働き方改革や、病院の様々な問題に取り組むにあたり、各診療科やグループの責任者が不明瞭であることが長年の課題となっていた。当該課題解決のため、医師の職責の明確化及び職位制度の見直しを行った。各診療科のヒアリング結果をもとに、診療科やグループの責任者を決定し、役職者として任命した。 次年度以降は、役職者が責任をもって所属の管理を行い、医師の働き方改革の取組にあたり、時間外勤務についても管理できる、運用を構築したい。		
	情報セキュリティ対策について	全国的にランサムウェアの感染報告やメール経由によるマルウェア（EMOTET）の被害が増加傾向にある。当院も職員への周知やネットワーク構成及び機器等の再確認を実施。対策としてVPN装置等のファームウェアの更新確認、エンドポイントであるトレンドマイクロ製品の最新版へ更新		

2 院内連携の推進																								
(1) チーム医療の推進																								
医療環境の変化に対応し、疾病や患者の状態に応じた医療を提供すること。																								
(23)	(1) チーム医療の推進	(1) 同左	多職種が関わる主な専門チームとして、緩和ケアチーム、呼吸ケアチーム、栄養サポートチーム等があり、患者に必要と判断した場合は即座に依頼できるシステムになっているが、コロナ対応を優先する必要がある、チームスタッフが揃わず、算定要件を満たせない等の影響があった。 【緩和ケア診療加算件数】 <table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td></tr><tr><td>緩和ケア診療加算件数</td><td>807 件</td><td>894 件</td></tr></table> 身体症状以外にせん妄を含む精神症状と家族サポートの依頼増加に伴い、緩和ケア診療加算件数が増加した。 【呼吸ケアチーム加算件数】 <table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td></tr><tr><td>呼吸ケアチーム加算件数</td><td>70 件</td><td>32 件</td></tr></table> 呼吸ケアチームスタッフがコロナ対応に取られ、院内ラウンド等の活動ができなかったため加算減少となった。 【栄養サポートチーム加算件数】 <table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td></tr><tr><td>栄養サポートチーム加算件数</td><td>697 件</td><td>354 件</td></tr></table> 9月にコロナ対策で業務縮小の期間があるものの、NST 活動自体は行っていた。しかし、コロナの影響でチームスタッフが揃わず、算定要件を満たすことができない場合もあり加算件数減少に繋がった。		令和2年度	令和3年度	緩和ケア診療加算件数	807 件	894 件		令和2年度	令和3年度	呼吸ケアチーム加算件数	70 件	32 件		令和2年度	令和3年度	栄養サポートチーム加算件数	697 件	354 件	ウエ 1 評価 II	コロナの影響を受けて活動の制限があったが、緩和ケア診療加算件数の増加を評価し、その他チームの加算件数も増えることを期待する。	評価：－ ※評価対象外（コロナの影響による未達成）
	令和2年度	令和3年度																						
緩和ケア診療加算件数	807 件	894 件																						
	令和2年度	令和3年度																						
呼吸ケアチーム加算件数	70 件	32 件																						
	令和2年度	令和3年度																						
栄養サポートチーム加算件数	697 件	354 件																						

(2) 多職種連携の推進 診療科間や医療部門と事務部門間の連携を強化するなど、多職種連携を推進し組織力の向上に努める。						
(24)	(2) 多職種連携の推進 診療科間や医療部門と事務部門間の連携を強化するなど、多職種連携を推進し組織力の向上に努める。	(2) 同左	コロナ禍における部署間連携について	前年度に続き、関係部署全ての所属長が配置された那覇市立病院コロナ対策本部を中心に、日々のコロナ情勢に応じた対策会議を開いた。 電子カルテの「院内ポータルメニュー」を活用し、各部署からのコロナ関連情報を全職員が閲覧可能となった。 上記以外にも ・全ての所属長が加わった SNS を利用してタイムリーな情報共有 ・医局内へ「コロナ掲示板」の設置 ・DMAT が常駐できる部屋の設置 ・県コロナ対策本部と直接連絡が取れる携帯電話の活用 ・コロナ病棟の重症患者の体位変換チーム (医療職) の結成 ・コロナ病棟入院患者の買い物支援を事務局職員で対応 病院全体での情報共有、連携を図った。	加外 1 評価 III	電子カルテやその他の様々な方法を活用して、病院全体での情報共有を図り、コロナ対応ができたことを評価する。今後とも、継続して多職種連携の推進に努められたい。 評価：III
3	働きやすい職場環境づくり 安全衛生管理を徹底するとともに、職員のワークライフバランスに配慮した働きやすい環境づくりに努めること。					
(25)	3 働きやすい職場環境づくり 安全衛生管理を徹底するとともに、ワークライフバランス推進委員会の活動を通して職員のワークライフバランスに配慮した働きやすい環境づくりに努める。	3 同左		本年度は、コロナの影響により、ワークライフバランス委員会等の開催は出来なかったが、職員の働きやすい職場環境づくりのため、前年度に続き職員のメンタルヘルス対策や、職員の確保等に力を入れて取り組んだ。 院内感染を防ぐ目的で、出張や私事旅行の渡航制限、飲み会やイベント参加の禁止などを行った。休日や仕事が終わったあとのプライベートな時間についても様々な制限をかけた事で、職員のストレス解消の機会も失われる事となった。そのため、コロナ禍でも行えるメンタルケアの対策として、期間限定ではあったが、オンラインフィットネスを導入した。自宅で簡単にできるフィットネスの動画が多数あり、職員から好評であった。 職員確保の取組としては、看護師の任期付正職員 (原則 1 年) の制度を導入した。1 年間、正職員の身分と同等の待遇となることから、多数の応募者	加外 1 評価 III	看護師確保の取組 や、職員のメンタルケア対策として、コロナ禍でも行えるオンラインフィットネスの導入等、働きやすい職場環境づくりに努めたことを評価する。 評価：IV 働きやすい職場環境づくりに向けた取組を評価する。

1. 当項目に関する情報				
3－1	財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置			
業務に関連する政策・施策	(1) 経営機能の強化 (2) 収益的収支の向上 (3) 弾力的な予算執行と費用節減 (4) 経営の効率化 (5) 病院事業運営費負担金に関する事項	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)		—
当該項目の重要度、難易度	ウエイト付けは各項に記載	関連する政策評価・行政事業レビュー		—

2．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報								
	指標	達成目標	(参考) 中期計画 令和元年 度実績	令和2年度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度		指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収支改善 の指標	経常収支比率 (%)		103.7%	108.4%	113.7				経常収益（千円）	15,449,724	17,064,183		
	医業収支比率 (%)		102.8%	93.4%	91.3				経常費用（千円）	14,249,700	15,013,218		
収入確保 の指標	病床稼働率		93.7%	79.3%	73.7				経常利益（千円）	1,200,024	2,050,965		
	入院診療単価		62,397 円	69,930 円	74,466								
	外来診療単価		19,477 円	24,739 円	27,145								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		評価委員会 意見	市長による評価
				業務実績	自己 評価		
中期目標							
第3 財務内容の改善に関する事項							
	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	第3 同左	—	—	—		—
1 経営機能の強化							
診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、対応策を立案し、的確な対応を行うこと。							
(26)	1 経営機能の強化 診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析したうえで、対応策を立案し、的確な対応を行う。	1 同左 1 同左	(令和3年度の具体的な取り組み) 診療報酬の請求漏れや減点を防止するとともに、未収金の未然防止対策と早期回収に努める。	診療報酬制度への対応は適切に行えたものの、経営機能の強化は、前年度同様、公立病院として新型コロナウイルス対応を優先する必要があったため、次年度以降へ持ち越しとした。 前年度同様、毎月開催していた保険診療委員会は、コロナの影響により開催出来なかったが、医事課内では引き続き査定減の内容分析、対応策を検討し関連部署へフィードバックを継続して行った。診療データ入力において、看護師の業務負担軽減を目的に、重症度、医療・看護必要度Ⅱの導入、電子カルテへの入力方法や記載場所の統一などの見直しを行った。結果、医事課担当者も診療内容の把握が容易となった。 (参考：重症度、医療・看護必要度 令和3年度 平均 40.23%) また新型コロナウイルス感染症に対する特例措置の情報を迅速に得て、請求漏れがないよう努めた。	ウエイト 1 評価 Ⅲ	査定率は、目標にやや達しないものの低率を維持しており、健全な診療報酬請求を実施、継続していること、並びにマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認システムの導入により、患者サービスの改善、医事課職員の負担軽減に繋がったことを評価する。	評価：Ⅲ

			オンライン資格 確認システムの 導入。 査定率について	DPC（診断群分類包括評価）については病名と診療内容の確認を行い、不一致の際は診療情報管理士と連携し主治医へ報告・相談することで、正確なDPCコーディングができた。また、医事課から主治医へ選択可能な副傷病名を確認し請求漏れが無いよう努めた。さらに、選択可能な副傷病名の登録漏れがないよう医事課より主治医へ周知徹底した。 10月よりオンライン資格確認を導入したことで、これまでの保険証登録がある方については、登録されている保険証の有効確認ができるため資格喪失による返戻等が抑止できることが期待できる。また、オンライン資格確認で高額医療限度額認定証の情報も確認ができるため、患者さんがこれまで行っていた保険者窓口での手続きや書類の郵送等がなくなり非常に良い患者サービスとなった。これまで高額医療限度額認定証の発行まで未収金となっていた件数、また払い戻しを行う件数も減り医事課職員の負担も軽減できた。 査定率について目標を達成できなかったが、県内及び全国と比較すると査定率が低く、健全な診療報酬請求を実施、継続できた。 <table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>目標査定率</td></tr><tr><td>査定率</td><td>0.23%</td><td>0.23%</td><td>0.2%以下</td></tr></table> （参考）査定率全国平均（令和2年3月） <table><tr><td>支払基金</td><td></td><td>0.255%</td></tr><tr><td>国保連</td><td></td><td>0.250%</td></tr></table> 厚生労働省保険局 審査支払機関の現状と課題について 資料2「支払基金と国保連の原審査状況」より		令和2年度	令和3年度	目標査定率	査定率	0.23%	0.23%	0.2%以下	支払基金		0.255%	国保連		0.250%	今後の更なる情報共有化を期待する。
	令和2年度	令和3年度	目標査定率																
査定率	0.23%	0.23%	0.2%以下																
支払基金		0.255%																	
国保連		0.250%																	

			DPC/PDPS の機能評価係数の内容を検討し係数を高めるための対策を行う。	救急医療管理加算の算定に努めた。機能評価係数Ⅱ項目の救急医療指数が県内の他医療機関と比較すると低い結果であった。救急医療管理加算の査定が多く算定を行っていないかったこと、医師がこの点数を理解しておらず、算定に結びつける為の医師指示オーダー入力を知らなかったこと等があり、運用の見直しを行い指数 UP に努めた。 令和 2 年度 0.00519 → 令和 3 年度 0.01521 他医療機関と比較はできていないが約 3 倍増となった。			
3	弾力的な予算執行と費用節減						
(28)	3 弾力的な予算執行と費用節減 弾力的な予算執行により、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、費用の節減等を図る。	3 同左	法人の会計制度を活用した弾力的な予算執行を行い効率的・効果的な事業運営に努める。 【コロナ補助金で充実に図った機器類】 ・全身用 X 線 CT 装置 ・ベッドサイドモニタ ・気管支内視鏡 ・セントラルモニタ ・加温加湿器搭載型空酸素混合呼吸補助器 ・超音波断層装置	新型コロナウイルスの影響により医療収益の確保は非常に厳しい状況が続いている。費用の支出は例年と変わらず発生する中、予算執行においては会計実施規程等に基づき適正かつ効率的・効果的な事業運営を行い、コロナ補助金等を有効活用することにより自己財源確保に努めた。	ウエイト 1 評価 III	保険材料の適正請求及び適正支払や適正な在庫管理に継続して厳しく取り組んでいることは経営の意識の高さを表している。 9 億円と高額な放射線治療装置等の購入が出来た事は、患者サービスの向上だけでなく、職員への励みになるものであり、評価する。	評価：III

4 経営の効率化																		
経営収支比率と医業収支比率について数値目標を設定し、経営の効率化を図ること。																		
(29)	4 経営の効率化 経常収支比率と 医業収支比率につ いて数値目標を設 定し、経営の効率化 を図る。	4 同左	コロナ病床を確保したことにより、補助金収益等の大幅な増加があり、経常 収支比率は、対前年度比 4.8 ポイント増加となった。 医業収益は増加しているが、医業費用の増加が大きかったため、医業収支比 率は、対前年度比 2.2 ポイント減少となった。 【経営の効率化に関する指標】 <table><tr><td></td><td>令和 2 年度実績</td><td>令和 3 年度実績</td><td>令和 3 年度目標</td></tr><tr><td>経常収支比率(%)</td><td>108.4%</td><td>113.7%</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>医業収支比率(%)</td><td>93.4%</td><td>91.3%</td><td>前年度並みを維持</td></tr></table>		令和 2 年度実績	令和 3 年度実績	令和 3 年度目標	経常収支比率(%)	108.4%	113.7%	前年度並みを維持	医業収支比率(%)	93.4%	91.3%	前年度並みを維持	ウエイト 2 評価 III	コロナの影響で「医業収支比率」は前年度より減少したが、コロナ病床の確保により、補助金収益等の増加で「経常収支比率」の 100% 超は継続していることを評価する。	評価：III
	令和 2 年度実績	令和 3 年度実績	令和 3 年度目標															
経常収支比率(%)	108.4%	113.7%	前年度並みを維持															
医業収支比率(%)	93.4%	91.3%	前年度並みを維持															
5 病院事業運営費負担金に関する事項 救急医療、小児・周産期医療等、病院事業運営費負担金の対象となる経費に係る収支状況等を分析し、その詳細を本市に情報提供すること。																		
(30)	5 病院事業運営費負担金に関する事項 救急医療、小児・周産期医療等、病院事業運営費負担金の対象となる経費に係る収支状況等を分析し、その詳細を那覇市に情報提供する。	5 同左	令和 3 年度病院事業運営費負担金の対象経費については、新型コロナウイルスの影響に伴う診療制限や収益減少により収支不足が拡大した経費や実績による増減が生じた経費もあることから、精算書を作成し、市へ提出する予定である。 【診療制限や収益減少により収支不足が拡大した経費】 ・高度医療（病理）に要する経費 ・医師確保対策に要する経費 【実績による増減が生じた経費】 ・企業債利息償還に要する経費（増額） ・救急医療に要する経費（減額）	ウエイト 1 評価 III		評価：III												

				・院内保育所の運営に要する経費（減額） ・研究研修に要する経費（増額） ・（建設改良に要する経費）施設整備費（減額） ・（建設改良に要する経費）有形固定資産購入費（減額）			
4. その他参考情報							
—							

1. 当項目に関する情報		
4	その他業務運営に関する重要事項	
業務に関連する政策・施策	1 施設設備等に関する事項	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)
	2 市立病院建替に関する事項	
	3 外国人患者に対応できる医療の提供	
当該項目の重要度、難易度	ウエイト付けは各項に記載	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ												
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報					
	指標	達成目標	（参考） 中期計画 令和元年 度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		－	－	－	－	－	－		－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		評価委員会 意見	市長による評価
				業務実績	自己評価		
中期目標							
第4 その他業務運営に関する重要事項							
	第4 その他業務運営に関する重要事項						
1 施設設備等に関する事項							
新病院建設を踏まえ、現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理については、医療資源等を的確に把握した上で、効率的な整備計画を策定し実施すること。特に、医療機器の整備・更新については、費用対効果、地域の医療機関との連携、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断すること。							
(31)	1 施設設備に関する事項 新病院建設を踏まえ、現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理については、医療資源等を的確に把握した上で、効率的な整備計画を策定し実施する。 特に、医療機器の整備・更新については、新病院への移設費用等を含めた費用対効果、地域の医療機関と	1 同左	(令和3年度の具体的な取り組み)	下記のとおり、改修及び修繕を契約し実施した。 ・4 階東西病棟空調設備更新工事 ・1 階待合ホール空調改修工事 ・北館地下1 階リハビリ（機能訓練室系統）空調設備更新工事 ・1 階及び地下1 階薬剤空調設備更新工事 ・5 階健診センター空調設備更新工事 ・5 階西病棟空調設備更新工事 ・高層及び低層冷水ポンプ整備工事 ・2 階北病棟空調設備更新工事 ・消火ポンプ吸込配管改修工事 ・北館地下3 階治療計画室改修工事 ・1 階セカンドオピニオン室上部防水工事 ・北館非常用発電機修繕工事 ・1 階北雨水管修繕 ・3 階東病棟空調設備修繕工事 ・2 階第1 内視鏡センター改修工事	新病院建設を進めながら、現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理、医療機器の整備・更新を効率的に実施していることを評価する。	評価：Ⅲ 中期計画において、「現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理については、医療資源等を的確に把握した上で、効率的な整備計画を策定し実施する」としていることから、年度計画には具体的な整備計画を記載されたい。	

	の連携、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断する。		医療機器の整備や更新をする上で、該当機器類が新病院へ移設可能かどうか及び移設経費について調査・検討した。また、今年度も国及び沖縄県からコロナ補助金等を受けられたことから、コロナ患者等を主に診療するために必要な医療機器を新設・更新し、一定程度の設備の充実が図れた。		
			【コロナ補助金で充実を図った機器類】 ・全身用X線CT装置 ・ベッドサイドモニタ ・気管支内視鏡 ・セントラルモニタ ・加温加湿器搭載型空気酸素混合呼吸補助器 ・超音波断層装置		
2	市立病院建替に関する事項				
(32)	2 事業主体として、引き続き新病院建設に取り組むこと。また、総事業費の縮減に向けて留意すること。なお、診療を継続しながらの建設となることから、患者の療養環境の確保に努めること。	2 同左	令和2年度から繰り越した実施設計等の業務委託や立体駐車場建設工事について、当該工事が令和3年12月3日に竣工、当該業務委託が令和3年12月17日に完了した。新病院棟工事については、鋼材や原油等の高騰の影響を受け、1回目の入札が不落となるなど、困難を極めたが、再入札にて令和4年3月30日工事契約に至った。	評価：Ⅲ 「新病院建設」は、当面、一番の課題であり、今般の物価高騰の影響への対策については那覇市として進めていただきたい。	評価：Ⅲ

3 外国人患者に対応できる医療の提供 外国人患者に対応できる診療体制の整備に努めること。				
(33)	3 タブレット通訳 端末の配置継続、 外国語表記への対応、 医療者と患者をつなぎ、 医療資源を有効活用できるよう コーディネーター業務を担う人材配置へ取り組み。	3 同左	コロナ禍によりインバウンドの受入は無かったが、在留外国人患者（基地内含む）の受診は前年度に比べ、約1.8倍に増加した。 翻訳タブレットや県の医療通訳サービス活用について、院内周知を改めて行ったほか、院内の多言語対応や資料の多言語化を進めた。また、国籍や使用する言語、受診診療科などの患者統計データから、インバウンド患者と在留外国人患者、それぞれに対応できるよう、問診票類の見直しを行った。 コロナ禍ならではの問題として、面会制限の説明やコロナワクチン接種、小児定期予防接種等の対応を医療コーディネーターへ集約し、また、妊婦の在留資格確認などの問題は、外部企業や行政機関と協力することで、解決へ繋げることができた。 医療スタッフは、医療コーディネーターが介入することで各々の業務に専念できるようになり、また、受診に不安を抱える外国人患者をサポートすることで、安心して受診できる環境を提供できた。	外国人患者に対応できる医療コーディネーターの介入等に継続して取り組み、受診者数が大幅に増加していることを評価する。 評価：Ⅳ

【参考数値】	令和2年度	令和3年度
外国人受診者数 (入院・外来の合算)	412人	739人

【参考数値】	令和2年度	令和3年度
外国人受診者数 (入院・外来の合算)	412 人	739 人

1. 当項目に関する情報				
5	予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画			
業務に関連する政策・施策	地方独立行政法人法の趣旨に沿って、市からの運営費負担金の確保を図り、起債を安定的に活用し、市の病院として公的使命を果たせる経営基盤を維持していく。 ※ 財務諸表及び決算報告書を参照	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	－	
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報				
指標	達成目標	（参考） 中期計画 令和元年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 令和5年度
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

1. 当項目に関する情報			
6	短期借入金の限度額		
業務に関連する政策・施策	1 限度額 1,000 百万円	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	—
	2 想定される短期借入金の発生理由 (1) 運営費負担金の受け入れ遅延等による資金不足の対応 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な支出への対応		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	実 施 状 況
	1 限度額 1,000百万円 2 想定される短期借入金の発生理由 (1)運営費負担金の受け入れ遅延等による資金不足の対応 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応	1 限度額 1,000百万円 2 想定される短期借入金の発生理由 (1)運営費負担金の受け入れ遅延等による資金不足の対応 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な支出への対応	令和3年度は、年度計画で想定された短期借入金を要する資金不足の状況は発生せず、事業資金は医療機器購入及び新病院建設に使用した長期借入金等を除き自己資金で賄った。

1. 当項目に関する情報				
7	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画			
業務に関連する政策・施策	—		当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	—
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	実 施 状 況
	なし	なし	該当なし

1. 当項目に関する情報				
8	剰余金の使途			
業務に関連する政策・施策	決算において剰余を生じた場合は、市立病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。		当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	—
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—
中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	実 施 状 況	
	決算において剰余を生じた場合は、市立病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。	同左	令和3年度の中期計画に定める剰余金の使途については、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てるため建設改良等積立金へ2,073,644,508円を積み立てた。	

1. 当項目に関する情報			
9		料金に関する事項	
業務に関連する政策・施策	1 診療料等 病院において診療又は検査を受ける者から診療料を、病院の施設を利用する者から使用料を徴収する。 (1) 診療料の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成19年厚生労働省告示第395号)により算定した額とする。ただし、これにより難しい場合にあっては、理事長が別に定める額とする。 (2) 使用料の額は、理事長が別に定める額とする。 2 文書料 病院において診断書、証明書等の交付を受ける者から1通につき、理事長が別に定める額の文書料を徴収する。 3 徴収猶予等 (1)理事長は、災害その他特別の理由により使用料又は文書料の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。 (2)理事長は、使用料又は文書料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、これを減免することができる。 (3)理事長は、前号の場合において、詐欺その他の不正行為により使用料又は文書料の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。 (4)既納の使用料又は文書料は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	平成20年厚生労働省告示第59号 平成18年厚生労働省告示第99号 平成19年厚生労働省告示第395号
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー		—

中 期 計 画	年 度 計 画	実 施 状 況
1 診療料等 病院において診療又は検査を受ける者から診療料を、病院の施設を利用する者から使用料を徴収する。 (1) 診療料の額は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号)及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成 19 年厚生労働省告示第 395 号)により算定した額とする。ただし、これにより難しい場合にあっては、理事長が別に定める額とする。 (2) 使用料の額は、理事長が別に定める額とする。 2 文書料 病院において診断書、証明書等の交付を受ける者から 1 通につき、理事長が別に定める額の文書料を徴収する。 3 徴収猶予等 (1)理事長は、災害その他特別の理由により使用料又は文書料の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。 (2)理事長は、使用料又は文書料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、これを減免することができる。	1 同左 (1) 同左 (2) 同左 2 同左 3 同左 (1) 同左 (2) 同左	診療報酬点数表を基に、診療報酬を算定し診療料を徴収した。 使用料等の徴収については、地方独立行政法人那覇市立病院使用料等に関する規程「規程第 35 号」に定める額を徴収した。 診断書、証明書、その他（介護保険主治医意見書、障害者自立支援法医師意見書等）について、地方独立行政法人那覇市立病院使用料等に関する規程「規程第 35 号」に定める額を徴収した。 徴収猶予等について、地方独立行政法人那覇市立病院使用料等に関する規程「規程第 35 号」第 6 条第 2 項で使用料等の減免手続きについて規定している。

(3)理事長は、前号の場合において、詐欺その他不正行為により使用料又は文書料の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。 (4)既納の使用料又は文書料は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	(3) 同左 (4) 同左	
---	-----------------------------	--

1. 当項目に関する情報			
10	那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則（平成20年那覇市規則第4号）第6条で定める事項		
10業務に関連する政策・施策	1 施設及び設備に関する計画 2 積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、市立病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など） —	—
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	実 施 状 況										
	①施設及び設備に関する計画 (令和2年度～令和5年度)	①施設及び設備に関する計画 (令和3年度)											
	<table><tr><th>施設及び設備の内容</th><th>予 定 額</th><th>財 源</th></tr><tr><td>病院施設、 医療機器等整備</td><td>総額19,122百万円</td><td>那覇市長期借 入金等</td></tr></table> (注1) 金額については見込みである。 (注2) 各事業年度の那覇市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。	施設及び設備の内容	予 定 額	財 源	病院施設、 医療機器等整備	総額19,122百万円	那覇市長期借 入金等	<table><tr><th>施設及び設備の内容</th><th>決 定 額</th><th>財 源</th></tr><tr><td>病院施設 医療機器等整備</td><td>総額約2,847 百万 円</td><td>那覇市長期借 入金等</td></tr></table>	施設及び設備の内容	決 定 額	財 源	病院施設 医療機器等整備	総額約2,847 百万 円
施設及び設備の内容	予 定 額	財 源											
病院施設、 医療機器等整備	総額19,122百万円	那覇市長期借 入金等											
施設及び設備の内容	決 定 額	財 源											
病院施設 医療機器等整備	総額約2,847 百万 円	那覇市長期借 入金等											

1. 当項目に関する情報			
1 1	那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則（平成20年那覇市規則第4号）第7条で定める事項		
1 1 業務に関連する政策・施策	中期目標の期間を超える債務負担 1 移行前地方債償還債務 2 長期借入金 3 リース債	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	—
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	実 施 状 況	
1	1 移行前地方債償還債務（単位：百万円）	1 同左	1 同左	
	令和2年度			0
	令和3年度			0
	令和4年度			0
	令和5年度			0
	中期目標期間償還			0
	次期以降償還額			0
	総債務償還額			0

	2 長期借入金（単位：百万円）	2 同左	2 長期借入金（単位：百万円）																																
	<table><tr><th>年度項目</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>中期目標期間償還額</th><th>次期以降償還額</th><th>総債務償還額</th></tr><tr><td>長期借入金償還金</td><td>328</td><td>215</td><td>266</td><td>390</td><td>1,199</td><td>13,959</td><td>15,158</td></tr></table>	年度項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額	長期借入金償還金	328	215	266	390	1,199	13,959	15,158		<table><tr><th>年度項目</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>中期目標期間償還額</th><th>次期以降償還額</th><th>総債務償還額</th></tr><tr><td>長期借入金償還金</td><td>328</td><td>215</td><td>266</td><td>390</td><td>1,199</td><td>13,959</td><td>15,158</td></tr></table>	年度項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額	長期借入金償還金	328	215	266	390	1,199	13,959	15,158
年度項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額																												
長期借入金償還金	328	215	266	390	1,199	13,959	15,158																												
年度項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額																												
長期借入金償還金	328	215	266	390	1,199	13,959	15,158																												
	3 リース債（単位：百万円）	3 同左	3 同左																																
	<table><tr><th></th><th>償還期間</th><th>中期目標期間事業費</th><th>次期以降事業費</th><th>総事業費</th></tr><tr><td>医療機器等</td><td>令和2年度～令和5年度</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>		償還期間	中期目標期間事業費	次期以降事業費	総事業費	医療機器等	令和2年度～令和5年度	0	0	0																								
	償還期間	中期目標期間事業費	次期以降事業費	総事業費																															
医療機器等	令和2年度～令和5年度	0	0	0																															

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 10 日

那覇市長 知念 覚

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について「令和 3 年度 久茂地 7 号（甲辰橋）橋梁整備工事（その 6）」
（令和 3 年 10 月 8 日同意）

工 事 名 令和 3 年度 久茂地 7 号（甲辰橋）橋梁整備工事（その 6）

契約の相手方

受注者 金秀建設 株式会社
代表取締役 上地 千登勢

- 2 変更する事項 請負代金額

請負代金額

既 決 金 額 179,754,300 円

変更する金額 184,039,900 円

専決処分の報告について
(市道辻 9 号街路樹による車両損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 12 月 28 日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 市道辻 9 号街路樹による車両損傷事故

2 賠償の相手方
及び賠償額

相 手 方 浦添市字城間在住

賠 償 額 41,883 円

3 和 解 事 項

- (1) 那覇市は、賠償の相手方に対し、事故による損害の発生に対する責任割合を 5 割として、上記の賠償額を支払う。
- (2) 那覇市と賠償の相手方は、本件事件に関し、上記賠償額のほか何らの債権債務のないことを確認する。

専決処分の報告について
(市道銘苅 35 号歩道切り下げ部接触事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 23 日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 市道銘苅 35 号歩道切り下げ部接触事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 那覇市安里在住

賠 償 額 31,218 円

3 和 解 事 項

- (1) 那覇市は、賠償の相手方に対し、事故による損害の発生に対する責任割合を 3 割として、上記の賠償額を支払う。
- (2) 那覇市と賠償の相手方は、本件事件に関し、上記賠償額のほか何らの債権債務のないことを確認する。

専決処分の報告について
(五月公園内の樹木の侵入根による排水管詰まり事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 18 日

那覇市長 知念 寛

- 1 事 件 名 五月公園内の樹木の侵入根による排水管詰まり事故
- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 那覇市宇栄原在住
賠 償 額 310,068 円

専決処分の報告について
(泉原公園内の樹木の侵入根による排水管詰まり事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 18 日

那覇市長 知念 覚

- 1 事 件 名 泉原公園内の樹木の侵入根による排水管詰まり事故
- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 那覇市字小禄在住
賠 償 額 602,770 円

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円以下の工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 16 日

那覇市長 知念 覚

- 1 議決事件名 工事請負契約について「宇栄原市営住宅第 5 期建替工事（建築）」（令和 3 年 3 月 22 日同意）

工 事 名 宇栄原市営住宅第 5 期建替工事（建築）

契約の相手方

受注者 野原建設・IMICORPORATION 共同企業体

代表者 住 所 沖縄県那覇市長田 2 丁目 10 番 32 号
商 号 株式会社 野原建設
代表者 代表取締役 上地 修

構成員 住 所 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 2 番 19 号
商 号 株式会社 IMI CORPORATION
代表者 代表取締役 池原 紀夫

- 2 変更する事項 請負代金額

既 決 金 額 1,881,716,100 円

変 更 金 額 1,884,874,200 円

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円以下の工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 18 日

那覇市長 知念 覚

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について「若狭市営住宅 1 号棟耐震改修工事」(令和 4 年 9 月 29 日同意)

工 事 名 若狭市営住宅 1 号棟耐震改修工事

契約の相手方 所在地 那覇市字安謝 220 番地

商 号 株式会社 沖縄総建

代表者 代表取締役 下地恵正

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 1 6 6, 5 0 7, 0 0 0 円

変更する金額 1 6 7, 1 3 6, 2 0 0 円

専決処分の報告について
(令和 4 年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和5年1月5日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 令和4年度 市営住宅明渡等請求訴訟提起

2 相 手 方

住所 那覇市壺川3丁目2番地6
壺川市営住宅（不法占拠）

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、契約金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和4年12月28日

那覇市長 知念 覚

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について（天妃小学校校舎及びプール改築工事（建築））（令和3年9月29日同意）

工 事 名 天妃小学校校舎及びプール改築工事（建築）

契約の相手方

受注者 南成建設・米元建設工業・玉新建設共同企業体

代表者 沖縄県那覇市壺川2-13-41 上原ビル103号
株式会社 南成建設
代表取締役 屋宜 宣光

構成員 沖縄県那覇市古波蔵3丁目7番25号
米元建設工業 株式会社
代表取締役 米元 文啓

構成員 沖縄県那覇市壺川二丁目13番15号
株式会社 玉新建設
代表取締役 松田 和明

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 1,693,490,700 円

変更する金額 1,701,749,500 円

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、契約金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和5年1月11日

那覇市長 知念 覚

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について（識名小学校校舎等改築工事（建築））（令和3年9月29日同意）

工 事 名 識名小学校校舎等改築工事（建築）

契約の相手方

受注者 高橋土建・辰雄建設・ホーム21 共同企業体

代表者 沖縄県那覇市前島3丁目13番11号

株式会社 高橋土建

代表取締役 玉城 俊夫

構成員 沖縄県那覇市宮城1丁目16番19 1階

有限会社 辰雄建設

代表取締役 安里 繭子

構成員 沖縄県那覇市字真地210番地1

株式会社 ホーム21

代表取締役 玉城 和広

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 1,370,226,000 円

変更する金額 1,378,228,500 円

専決処分の報告について
(車両事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 18 日

那覇市長 知念 覚

- 1 事 件 名 車両事故
- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 沖縄県那覇市田原在
賠償額 7,726 円
- 3 和 解 事 項
 - (1) 本件事故における過失割合は、那覇市が 2 割、相手方が 8 割である。
 - (2) 那覇市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金 7,726 円を支払う。
 - (3) 相手方は、那覇市に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金 56,707 円を支払う。
 - (4) 相手方と那覇市との間には、上記賠償金のほか、一切の債権債務関係がないことを確認する。
 - (5) 那覇市と相手方は、今後本件事故に関し、裁判上又は裁判外において一切の異議、請求申立てをしないことを誓約する。